

産業構造審議会 知的財産分科会 財政点検小委員会

参考資料 1

審査審判経費（特許審査について）

「世界最速・最高品質」の知財システムの確立

- ▶ F A 1 1 達成後の2014年度からは「世界最速・最高品質」を目標として掲げ、最終処分までの期間短縮など更なる迅速性を確保しつつ、外国語文献検索の拡充、品質管理体制の整備など審査品質の向上に関する諸施策を推進。

特許審査を取り巻く課題

権利化までの期間の短縮

急増するPCT国際出願の着実な処理

調査対象文献の拡大
(中国語文献等)

文献検索ツール
(技術分類等)の刷新

諸外国並の
品質管理体制の整備

その他、出願人の
多様なニーズへの対応

ASEAN諸国をはじめとする新興国等の
知財システム構築 (審査官の海外派遣)

我が国の制度・運用(審査基準等)や審査官の見解(拒絶理由等)の英語での発信

特許庁

世界最速

真っ先に審査し、結果を海外に発信

- ・競争が激しく変化の大きな分野ではタイムリーな審査結果が事業に有利
- ・技術のトレンドにあわせた先行技術調査でサーチ品質も向上

最高品質

- ・網羅的な先行技術調査(外国語文献が鍵)
- ・均質性の高い審査結果(一貫性がある)
- ・出願人の開示に見合った権利(強く広く役に立つ)

国際展開

- ・新興国等の審査プラクティスの骨格を日本同様に(日本に有利)

海外特許庁への影響力・制度利用者からの信頼

「世界最速・最高品質」の知財システムの確立

「世界最速」

- 「今後10年以内（2023年度まで）に特許の「権利化までの期間」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、半減（平均14か月以内）、平均10か月以内」を新たな目標に設定。

「最高品質」

- 特許審査の品質管理の基本原則を示した「特許審査に関する品質ポリシー」を策定し、2014年4月に公表。
- 2014年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に審査品質管理小委員会を設置。特許庁の審査の品質管理の実施状況及び実施体制について、評価項目及び評価基準に基づいて毎年評価し、改善を提言。

【各国特許庁における「権利化までの期間」】（2012年）

米国	31.7か月
日本	29.6か月 →14か月以内（2023年度目標）
欧州	36.2か月

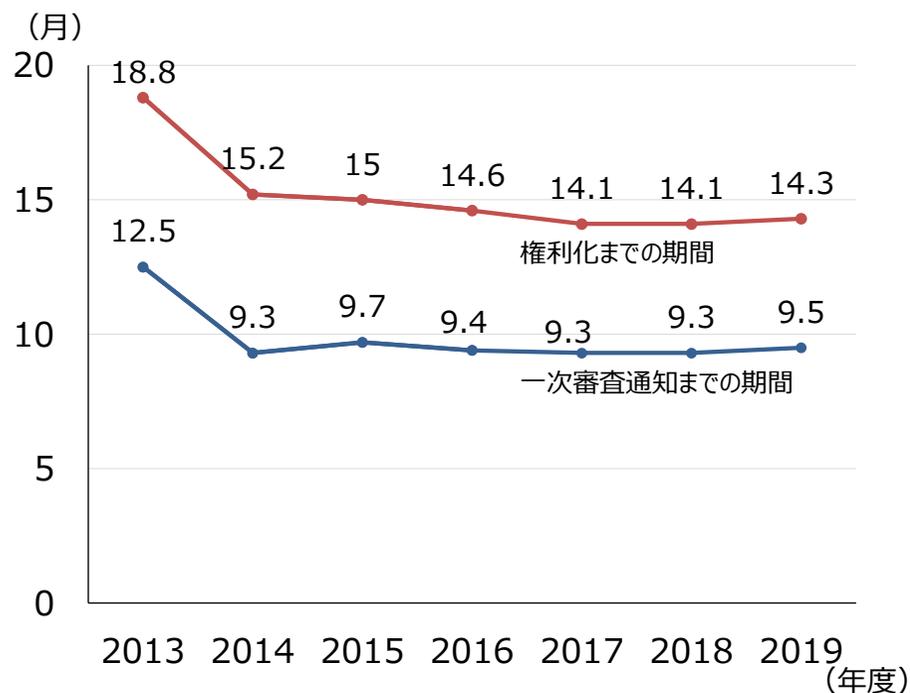
（出典）特許庁調べ



世界最速の審査

➤ JPOの2023年度目標は、一次審査期間は平均10か月以内、権利化までの期間は平均14か月以内

【一次審査通知、権利化までの期間の推移】 【各国における一次審査期間と権利化までの期間】



(出典) 特許行政年次報告書2020年版

2019年	一次審査期間	権利化までの期間
日本	9.5か月	14.3か月
米国	13.3か月	21.8か月
欧州	5.5か月※	28.1か月
中国	14.9か月	22.2か月
韓国	10.8か月	15.6か月

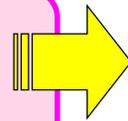
※欧州特許庁の一次審査期間は、出願日から拡張欧州調査報告の発表までの中央値

(出典) IP5statistic report2019

品質管理の充実 ～キーコンポーネント

質の保証

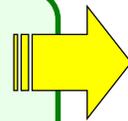
審査の質の維持・向上



- 協議（審査官同士の意見交換・知識共有）
- 重点チェック
- 管理職チェック

質の検証

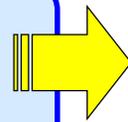
審査の質の把握



- 品質監査
- ユーザー評価調査

品質管理に対する外部評価

品質管理システムに対する客観的な評価



- 審査品質管理小委員会による評価・提言

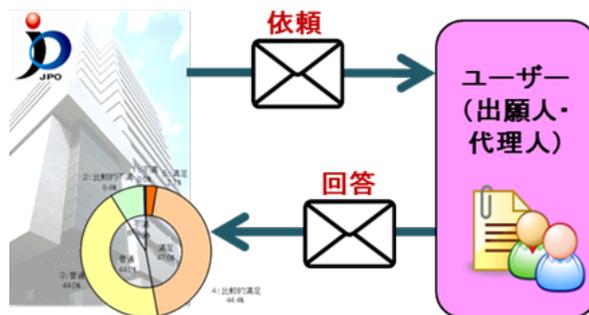
年間約40,000件実施（2019年度実績）

担当審査官

協議者（審査官）



協議



ユーザー評価調査



審査品質管理小委員会

品質管理の充実 ～外部評価 [ユーザー評価調査]

■ ユーザーによる審査の質に関する評価の調査を2012年度から実施。

- 「特許審査全般の質（全体評価）」（図1）、「国際調査等全般の質（全体評価）」（図2）について、「満足」または「比較的満足」の評価の割合は50%を超え、「普通」という回答も合わせると95%以上。
- 「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」（図3）も、「普通」以上の評価が95%以上。
- 審査官間の協議や、管理職による審査結果の確認（決裁）の充実化等、重点的に取り組んできた「判断の均質性」の評価は改善傾向（図4）

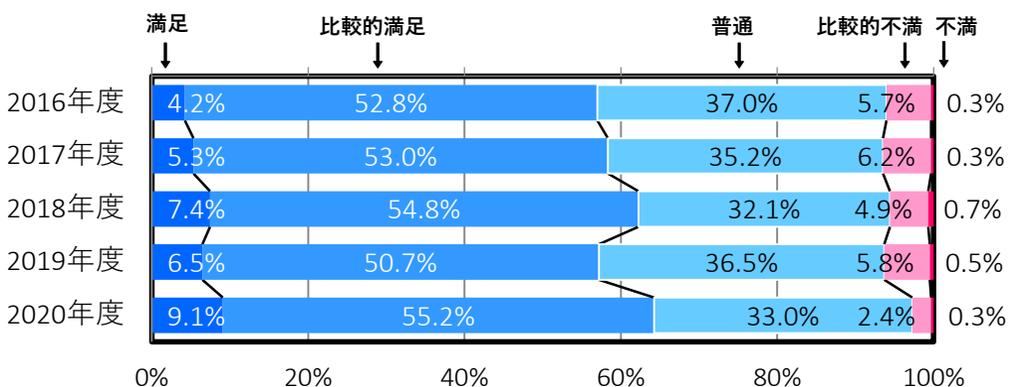


図1. 特許審査全般の質についての評価（全体評価）

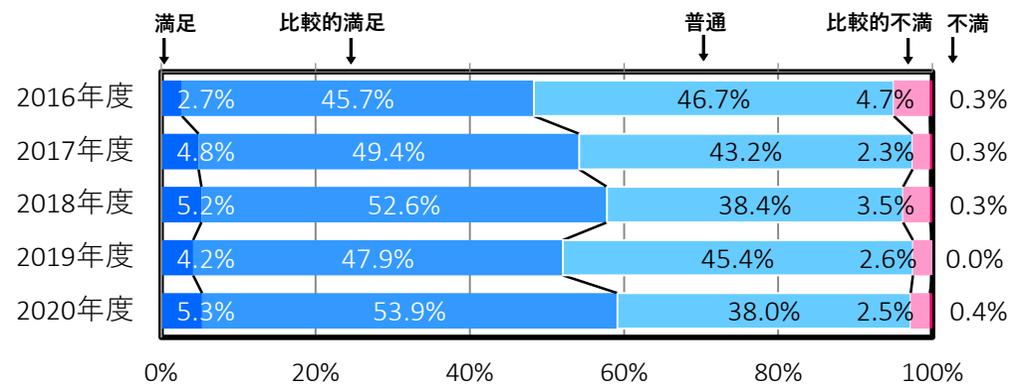


図2. 国際調査等全般の質についての評価（全体評価）

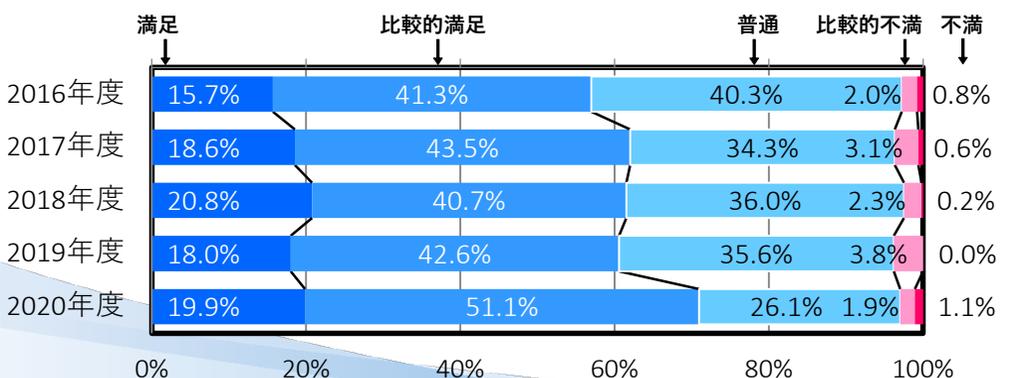


図3. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価

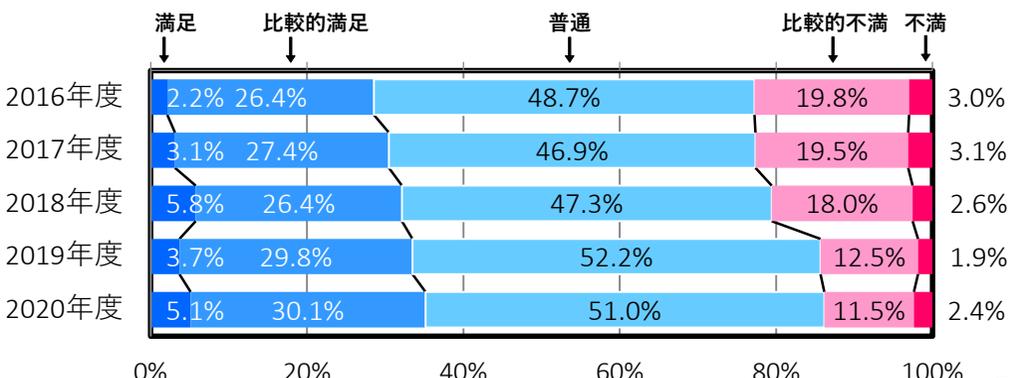
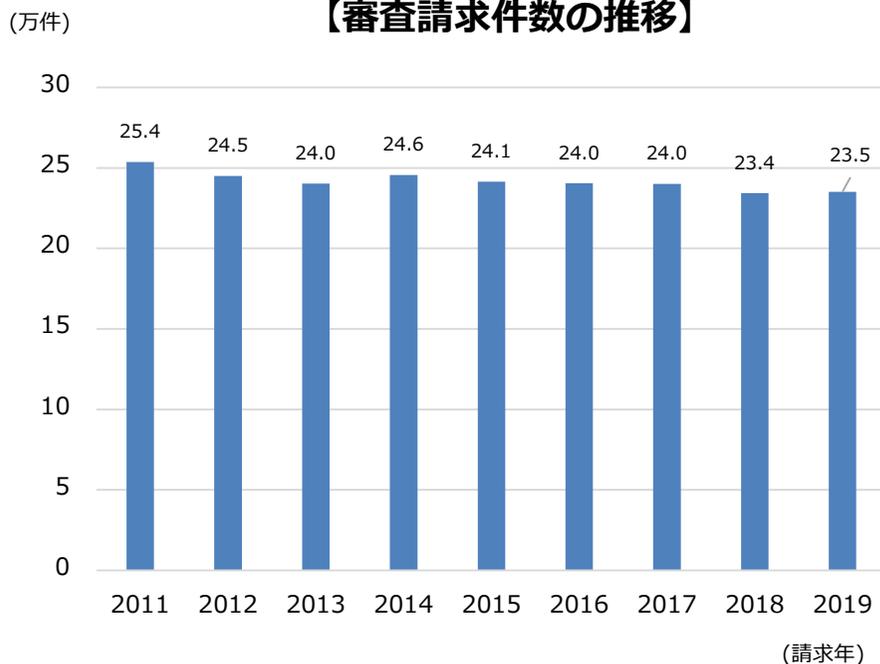


図4. 判断の均質性についての評価

審査件数について

▶近年、「審査請求件数」は横ばいに推移している一方、条約により作成期限が定められ、優先的に処理しなければならない「PCT国際出願件数」は増加傾向にある。

【審査請求件数の推移】



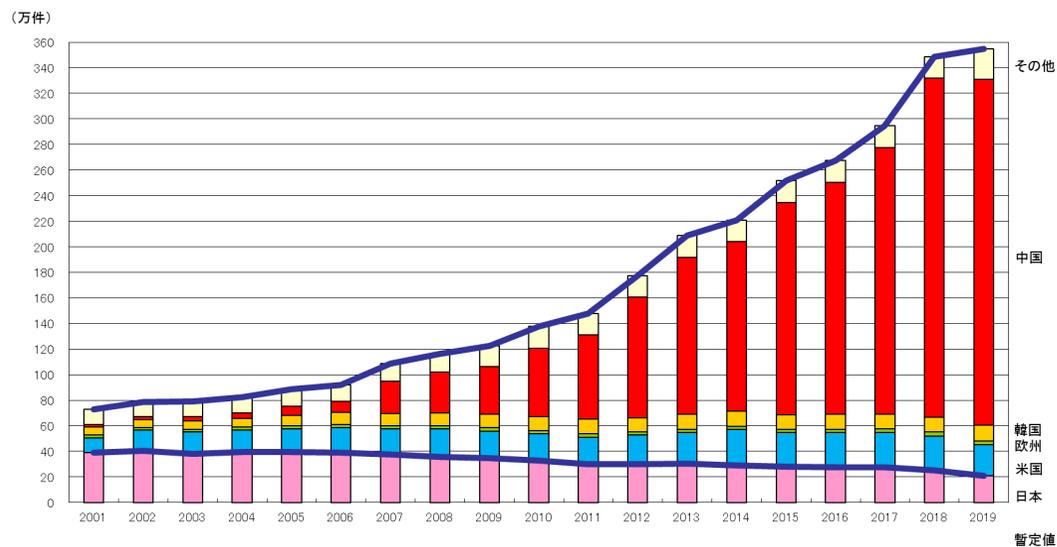
【PCT国際出願件数】



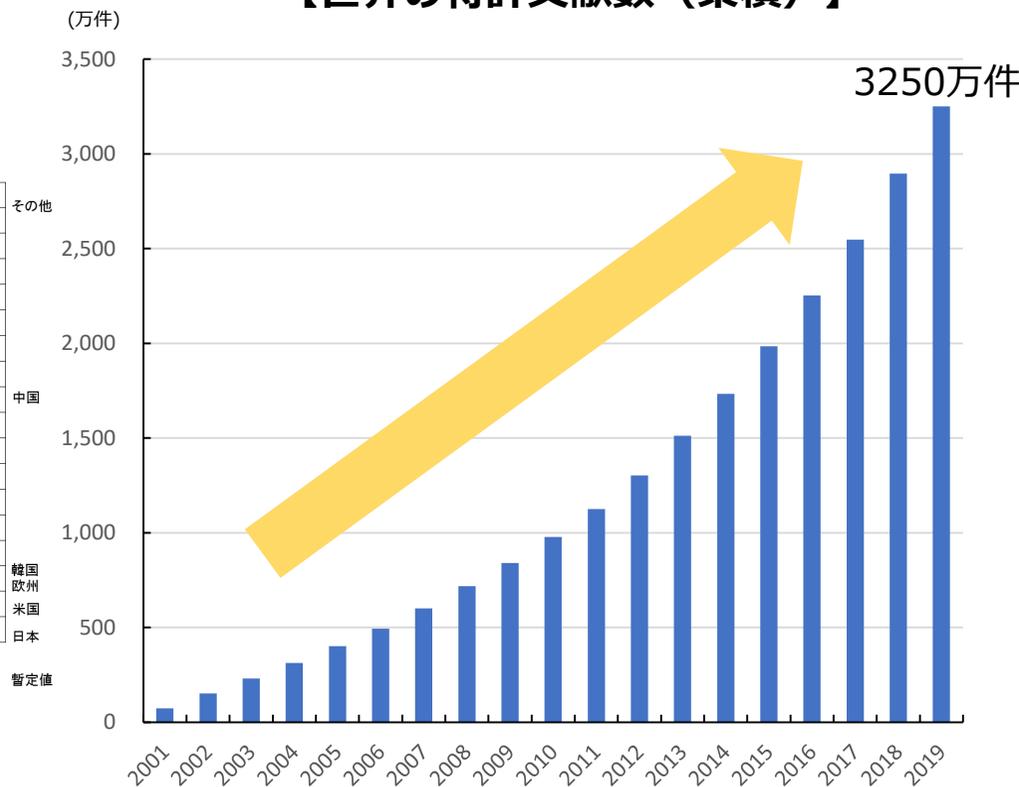
世界の特許文献数について

▶特許審査の質の維持・向上のための取組や急増する外国語特許文献への対応等により審査負担が増加している。

【世界の特許文献数】



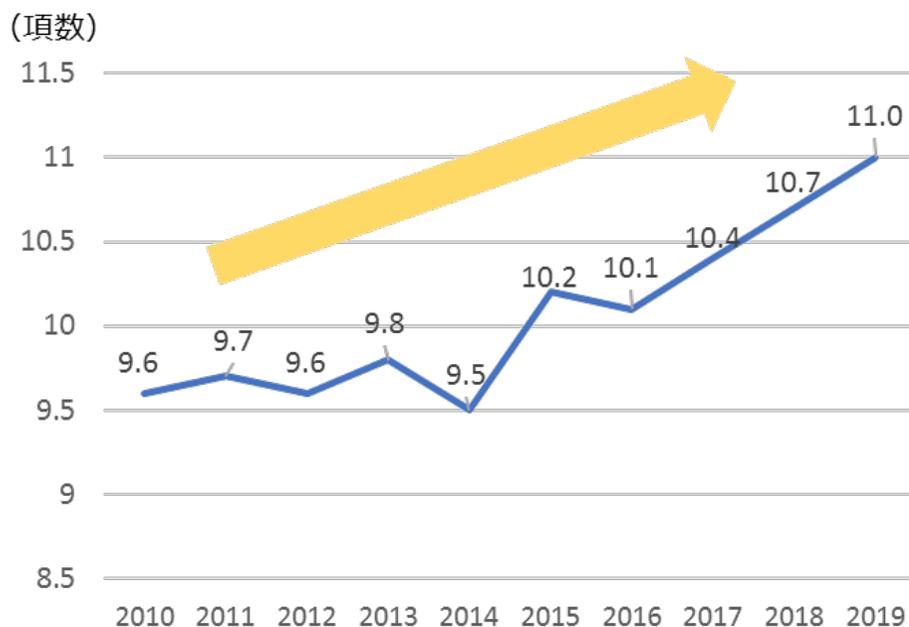
【世界の特許文献数（累積）】



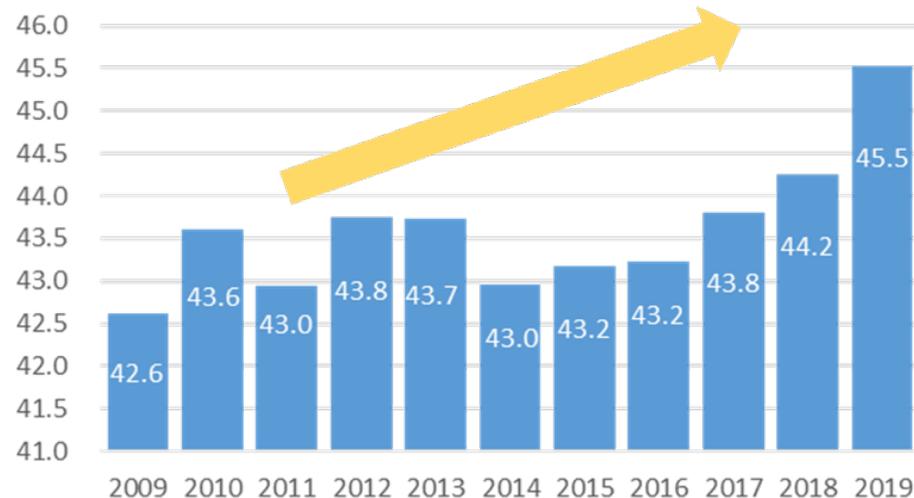
先行技術調査範囲の拡大について

- 特許出願時における請求項数、明細書のページ数も増加傾向にあり、サーチ範囲の拡大など、一件あたりの審査負担は増大。

【特許出願時における平均請求項数の推移】



【明細書ページ数の推移】

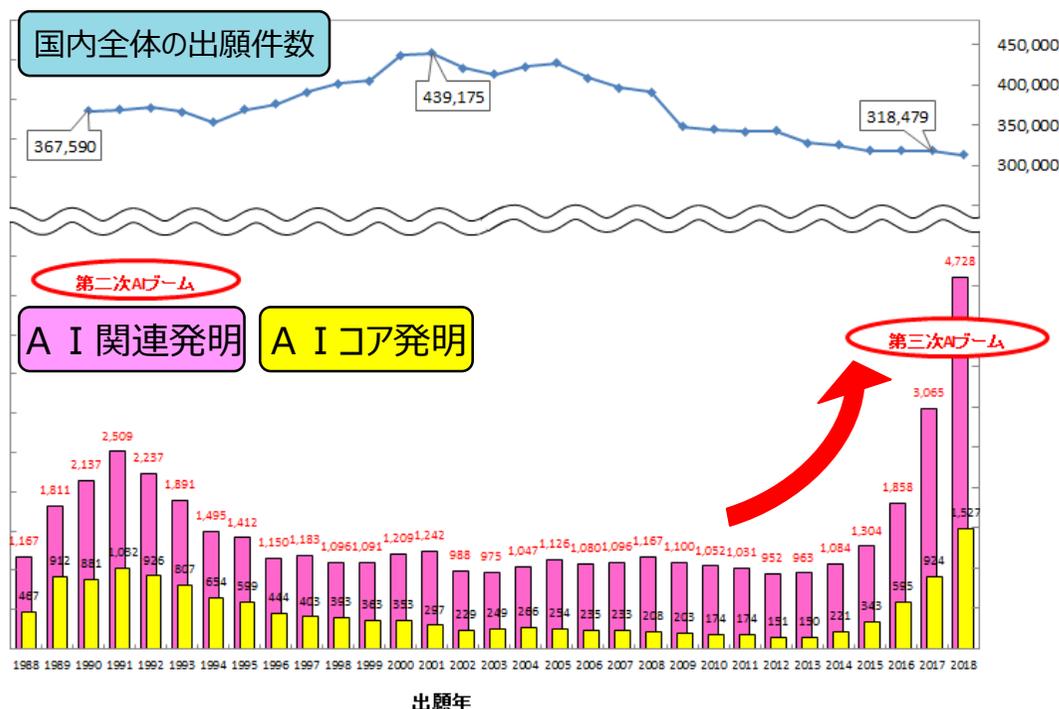


※参考値：集計可能であるPCT出願の平均ページ数

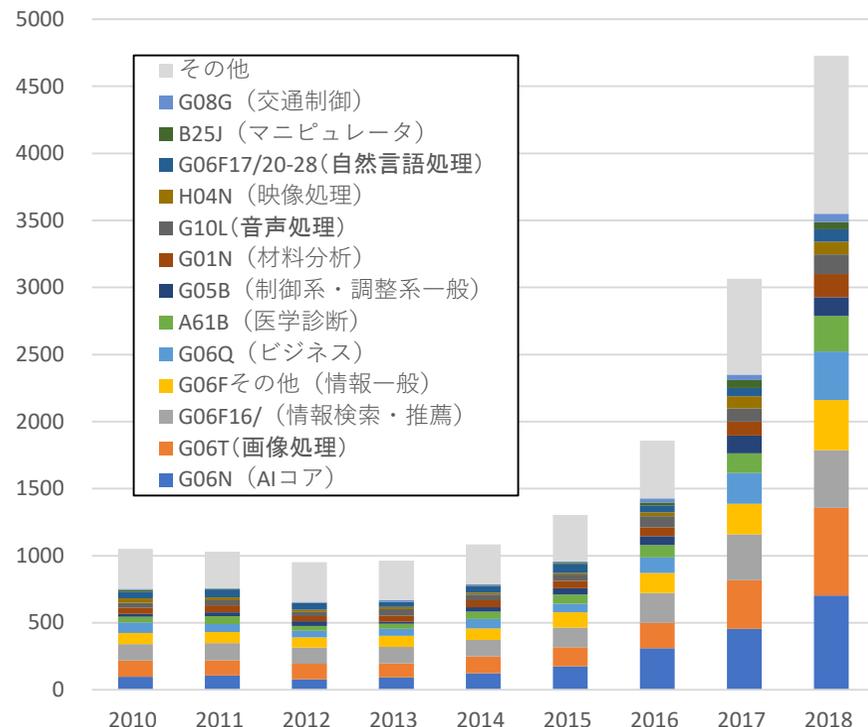
技術の高度化・融合化について（例：AI）

- 近年の第三次AIブームに伴い、AIコア・関連発明（特にディープラーニングを含む機械学習関連技術）の出願が急増。
- AI関連発明はその応用先が交通制御や医学診断、ビジネスなど多岐にわたる。

【AIコア・関連発明の国内出願件数の推移】

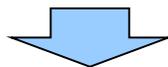


【AIコア・関連発明の主分類構成の推移】

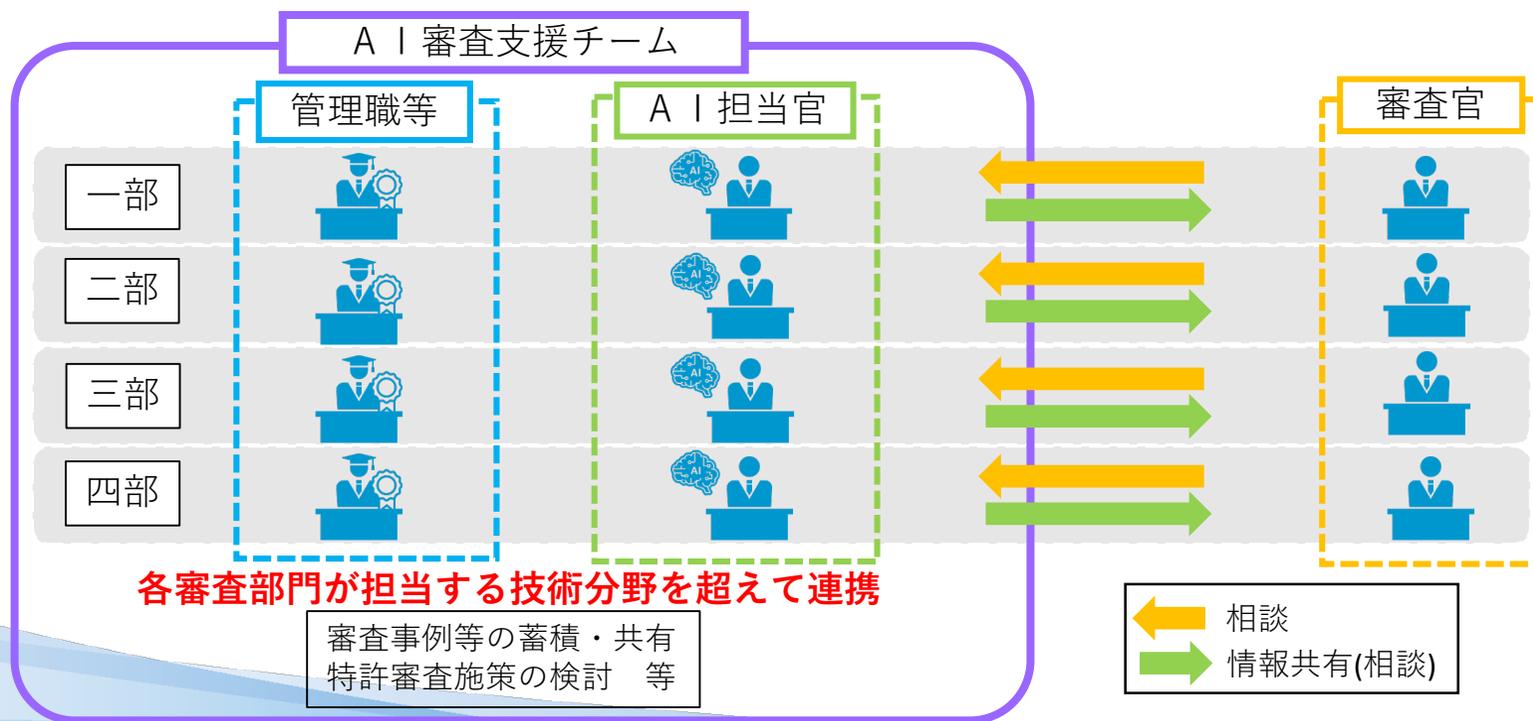


AI審査支援チーム 第四次産業革命への対応

- AI関連技術は複数の審査部門にまたがる代表的な融合技術であり、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携することが必要。



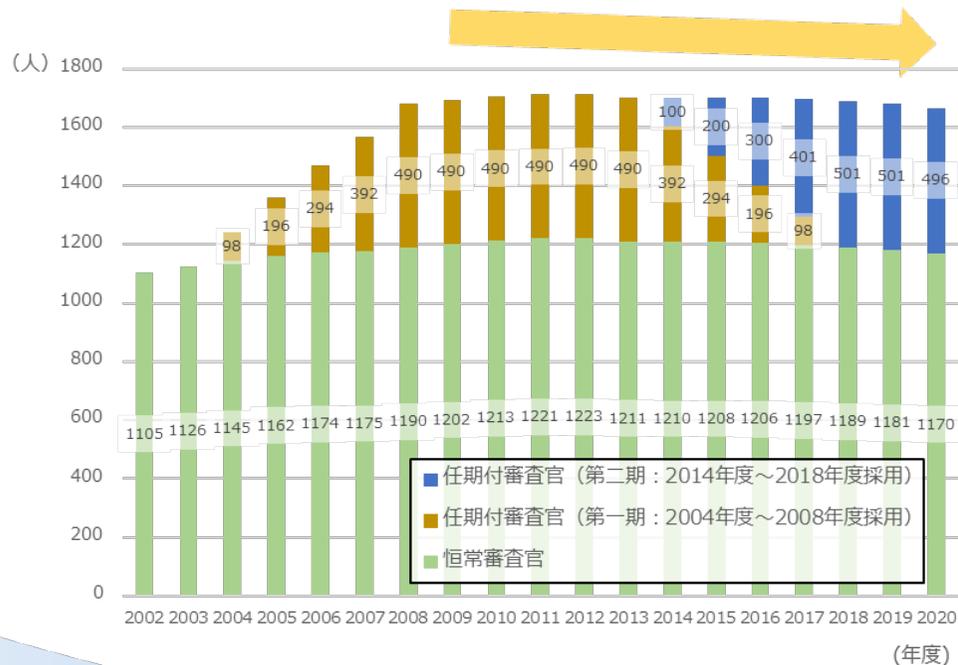
- 管理職員等とAI担当官から構成される「AI審査支援チーム」を2021年1月20日に発足。
- AI審査支援チームは、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携し、最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有及び特許審査施策の検討等を実施。
- AI担当官は、AI関連発明に関する審査の“ハブ”として、各審査部の知見を集約し相互に活用しつつ相談対応等を実施。
⇒ 効率的かつ高品質な審査を実現。2021年3月15日時点で、13件の実績。



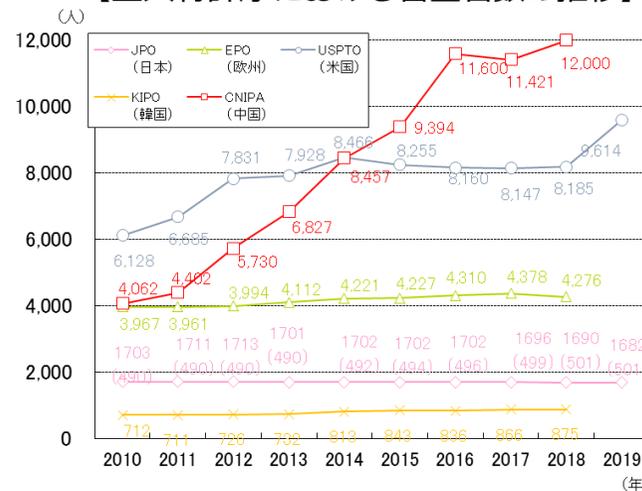
厳しい定員状況

- ▶ 特許庁では、（国家公務員の定員の制約がある中、）約500名の任期付き審査官を採用するなどして審査順番待ち期間を短縮してきたところ。
- ▶ 主な外国特許庁が必要な増員を行う中で、JPOの特許審査官数は2012年以降、減少傾向。
- ▶ しかし、現在でも、日本の特許庁の審査官は米国の特許庁の審査官の約2.5倍、欧州の特許庁の審査官の約3.5倍の案件の審査を行わなくてはならない状況にあり、審査官の業務の一部を外注せざるを得ないのが実情である。

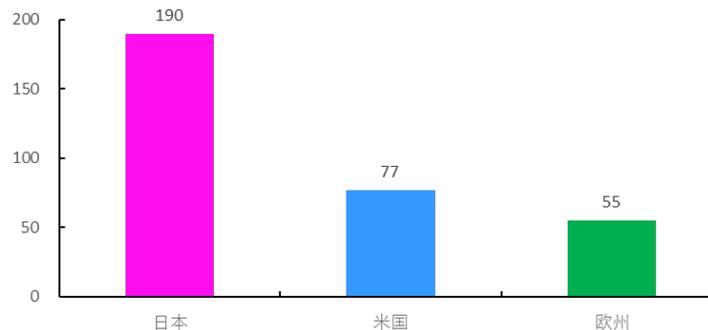
【特許審査官の推移】



【五大特許庁における審査官数の推移】



審査官一人当たりの審査処理件数（2019年）

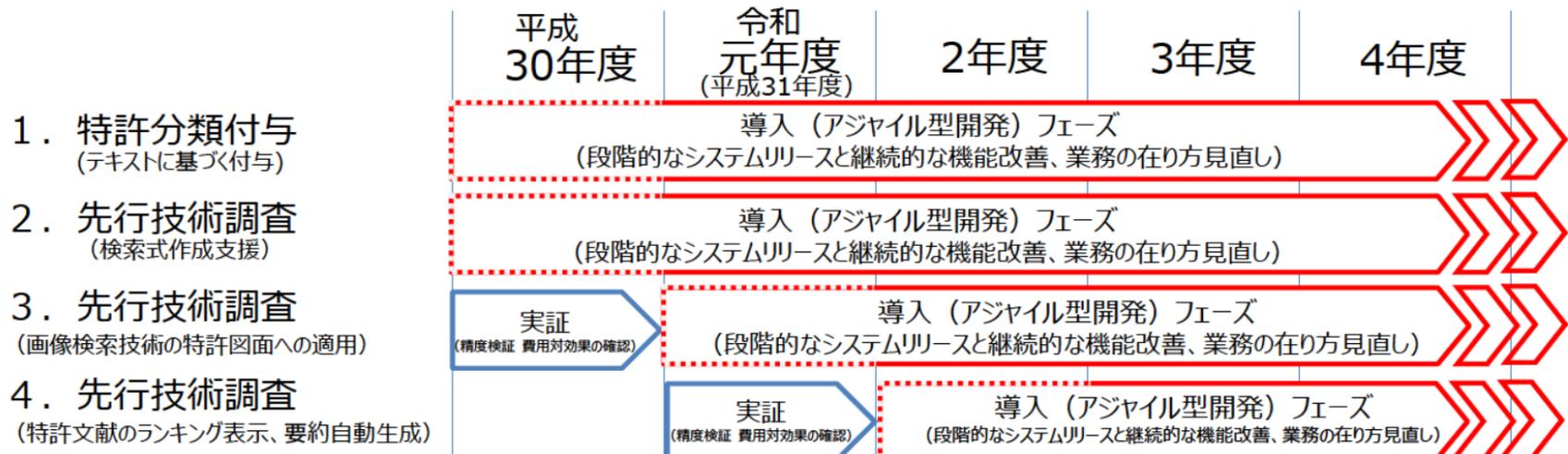


※IP5 Statistics Report 2019 Editionの数値に基づき算出

特許審査におけるAIの活用

- 特許庁では、2017年4月に「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン」を公表し、業務へのAI技術の適用可能性について検討を進めている。
- 具体的には、現在、特許審査の分野では、外国文献への特許分類付与や、独自に作成した文章を入力することで、その文章の内容に関連する特許公報を自動的に検索できる機能等において、導入が開始されており、業務の効率性を高めていくため、導入を開始している各ツールについて、更なる精度向上を図っているところ。

アクション・プラン（令和2年度改定版）



急増する外国文献への対応 ～機械翻訳

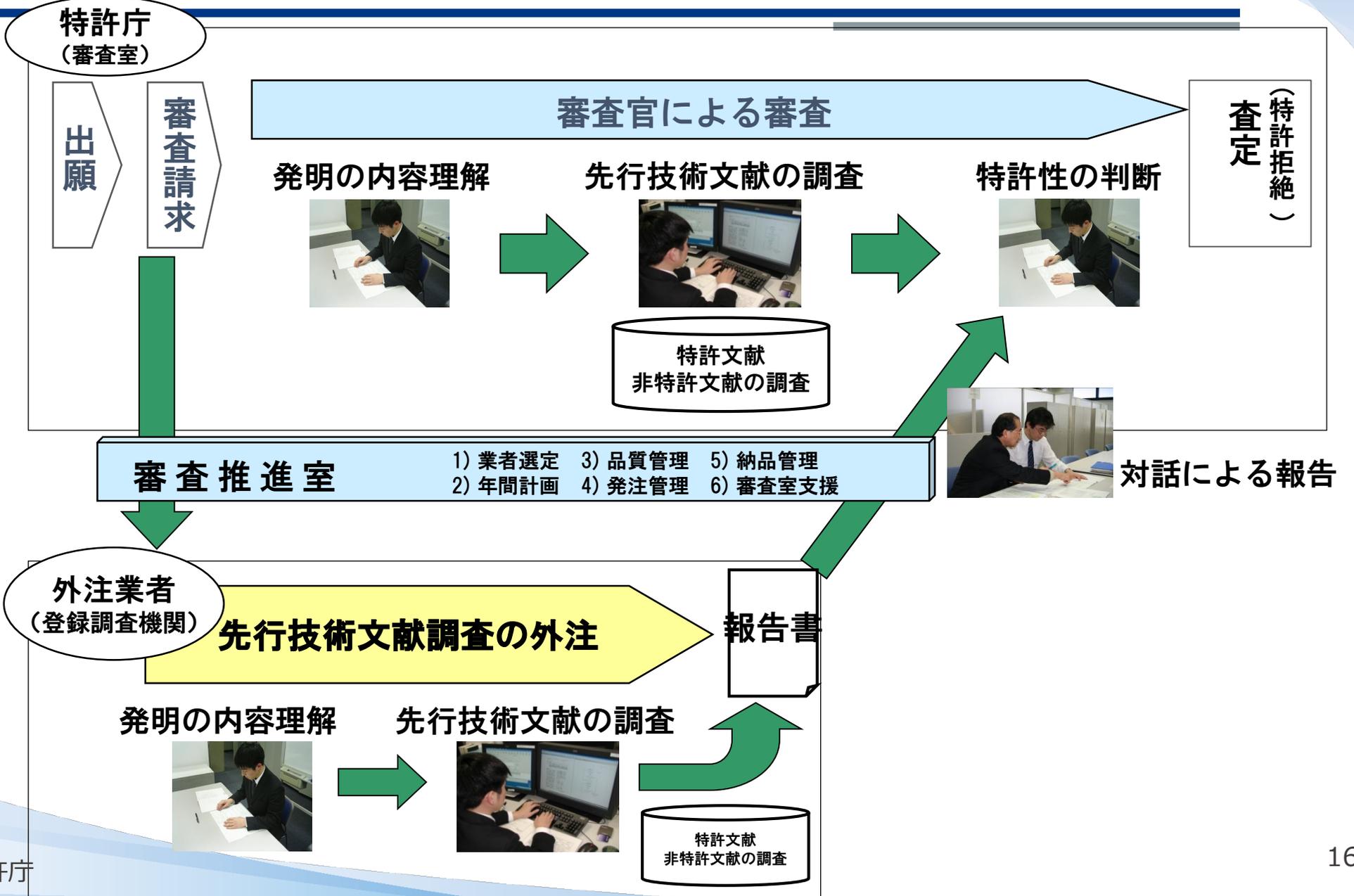
- 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向け、国内文献のみならず外国文献の調査が重要。
- 審査官検索システムに、外国文献の日本語機械翻訳文を取り込むシステム改造を実施。
- AIを活用した検索環境の高度化に関する研究・開発を内製で実施。
- 高度化された検索環境における効率的なサーチ手法を研修等により普及。

■ 外国文献への対応

- 平成24年度 特許文献の翻訳に特化した中日機械翻訳辞書を作成する事業を開始
- 平成27年1月 中韓文献翻訳・検索システム（スタンドアローン）稼働
- 平成29年度 「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン」に基づいて、内製ツールの開発開始
- 平成30年1月 英語文献の機械翻訳文を審査官検索システムに蓄積
- 平成30年12月 “アドパス”（※）の提供開始
- 平成31年1月 中韓文献の機械翻訳文を審査官検索システムに蓄積（スタンドアローンを審査官検索システムに統合）
- 令和2年 5月 中韓文献の機械翻訳文（アップ分）の訳質改善

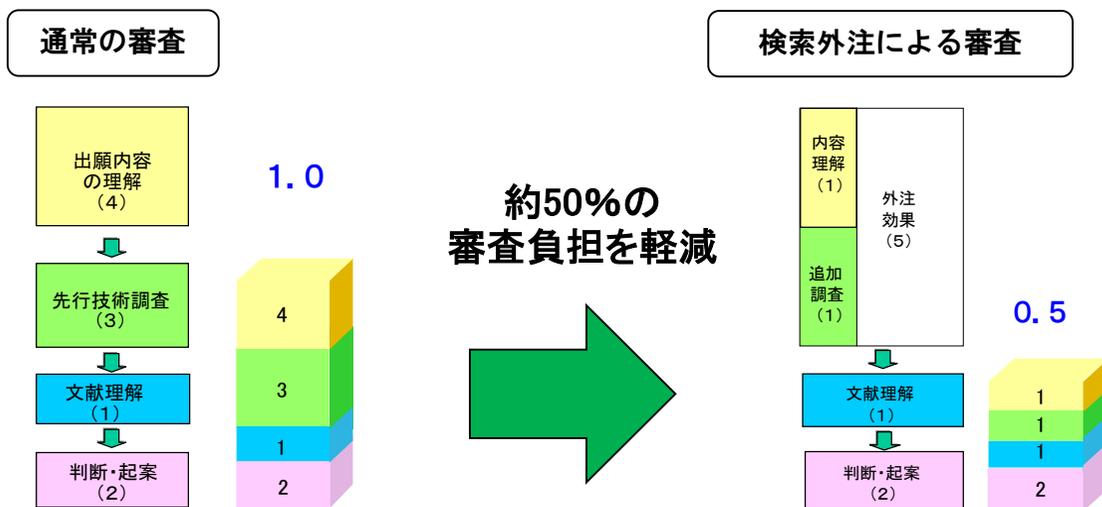
審査審判経費（先行技術文献調査の外注について）

特許審査と先行技術文献調査の外注との関係



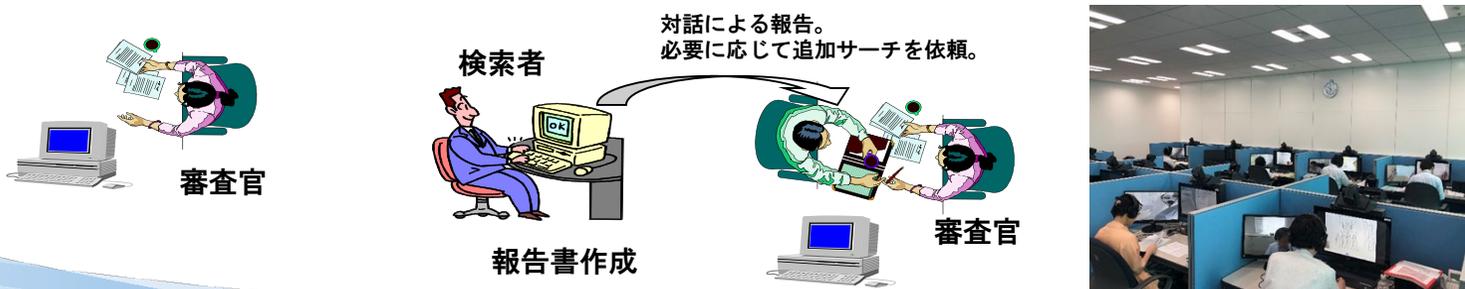
先行技術文献調査の外注による特許審査の効率化・質の向上

- 審査官の行う先行技術文献調査について、審査案件のうち審査効率の向上に資するものを登録調査機関に外注(検索外注)。
- 検索外注は主に審査官と検索者の対話形式で行っており、約50%の審査負担の軽減を実現。
- さらなる質の向上のため、外国語特許文献の調査についても登録調査機関へ外注。



検索者が審査官と直接又はオンラインで面談して、本願発明の説明及び調査結果の報告を一括して行うことにより、審査官による本願発明や先行技術文献の内容理解の効率化を図る。

検索者による説明は対面又はオンラインで実施



登録調査機関の選定方法（評価基準）

	評価項目	評価基準	配点		
			基礎点	加点	小計
技術点	事業実施体制（事業者）	財務状況が安定しているか	1		8
		管理・セキュリティが適格であるか	1		
		適格な業務体制・連絡体制を有しているか	1		
		より精緻な管理体制を保持しているか		5	
	調査業務の指導体制	適格な指導体制を有しているか	1		32
		優れた指導能力を有しているか		15	
		指導者1人当たりの検索者数		10	
		指導者1人当たりの新人数		6	
	納期管理	年間納品率		10	30
		納期精度（納期内に納品しているか）		20	
	受注テーマ（群）対応	幅広くテーマ（群）を受注しているか		10	10
	コロナ対応 （働き方対応）	オンライン対話実績		10	20
		納品型による納入への協力		5	
		在宅勤務制度の整備		5	
品質	検索報告書の品質評価点が基準点以上か	1		100	
	検索報告書の品質評価点に基づく加点		99		
	合計（技術点）		5	195	200
特許庁	価格点		価格点 = (1 - 応募価格 ÷ 基準価格) × 100点（価格点の満点値）		100

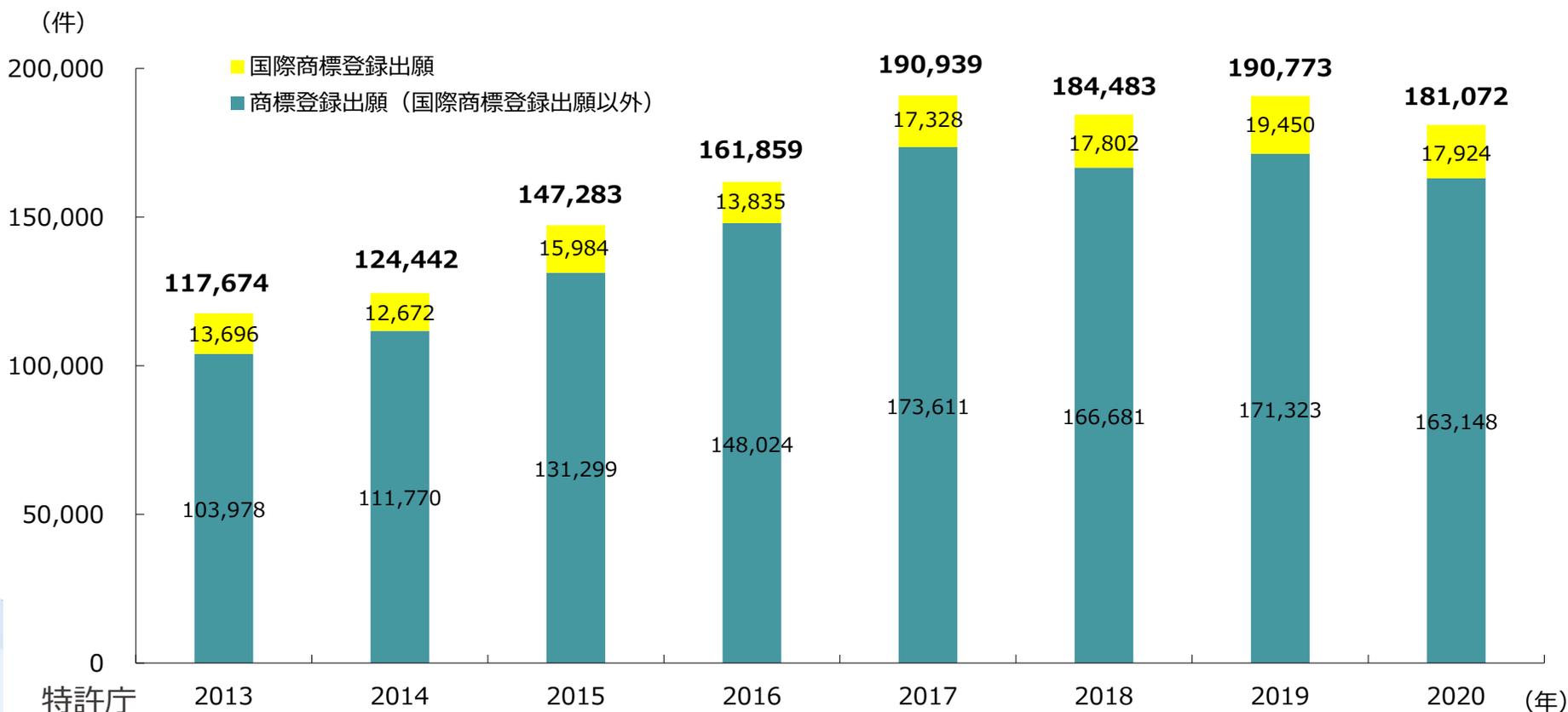
審査審判経費（商標審査について）

商標審査の現状と今後

商標出願の動向

- 出願件数は2017年まで増加傾向を示し、その後も高い水準で推移。
- 国際商標登録出願は年々増加。2019年にピークに達し、2020年も高い水準を維持。
- ICT分野等においては新しい商品やサービスが次々に提供されており、商標の審査（指定商品・指定役務の表示、商標の識別性）も複雑化。

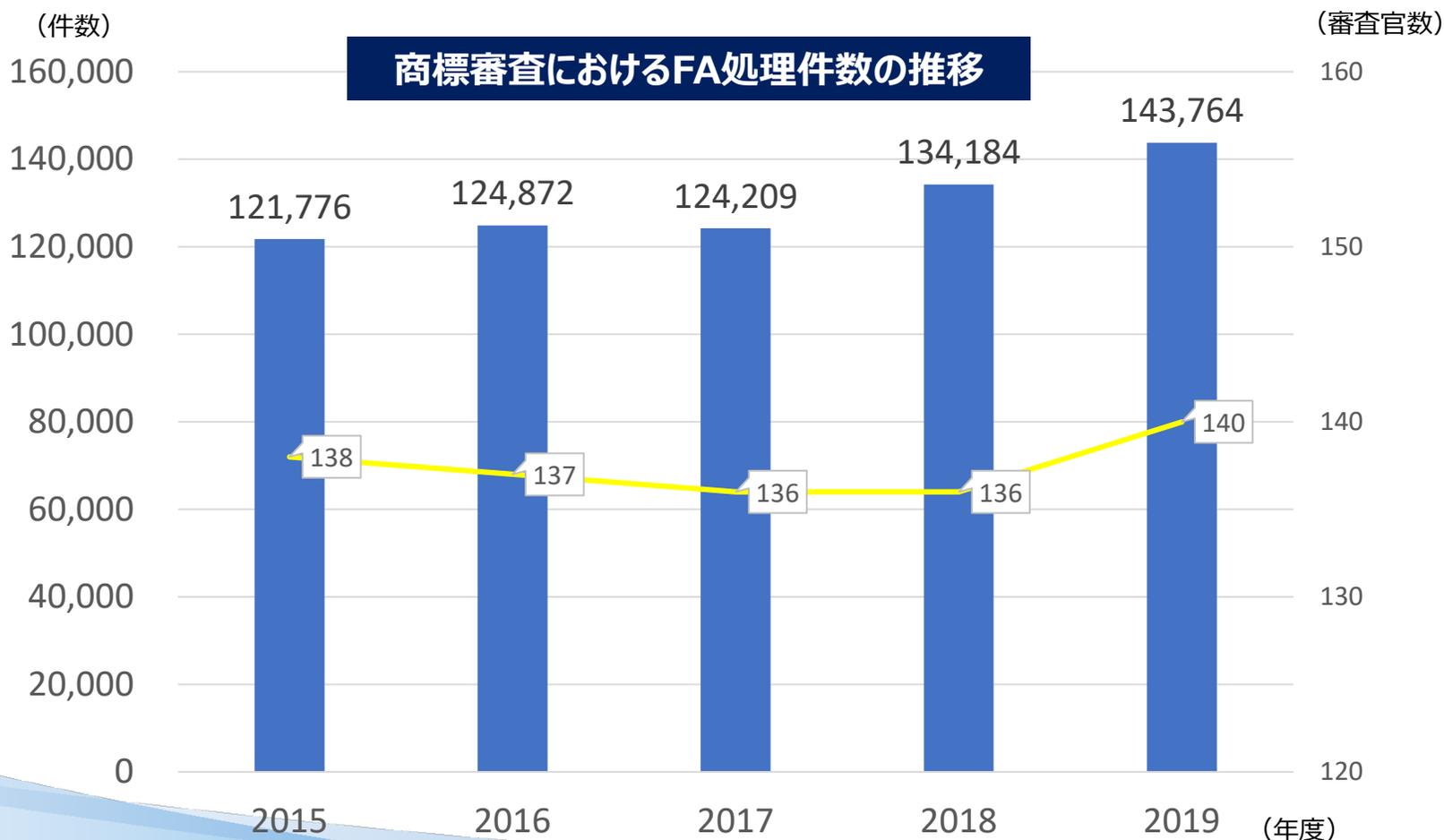
商標出願件数の推移



商標審査の現状と今後

商標審査におけるF A 処理件数の推移

- 審査官数は概ね横ばいながら、F A 処理件数は増加傾向にあり、2019年度は2015年度と比較すると約1.2倍の処理を達成。
- 審査効率化を進めるも、出願件数がF A 処理件数を上回っており、審査期間が長期化。



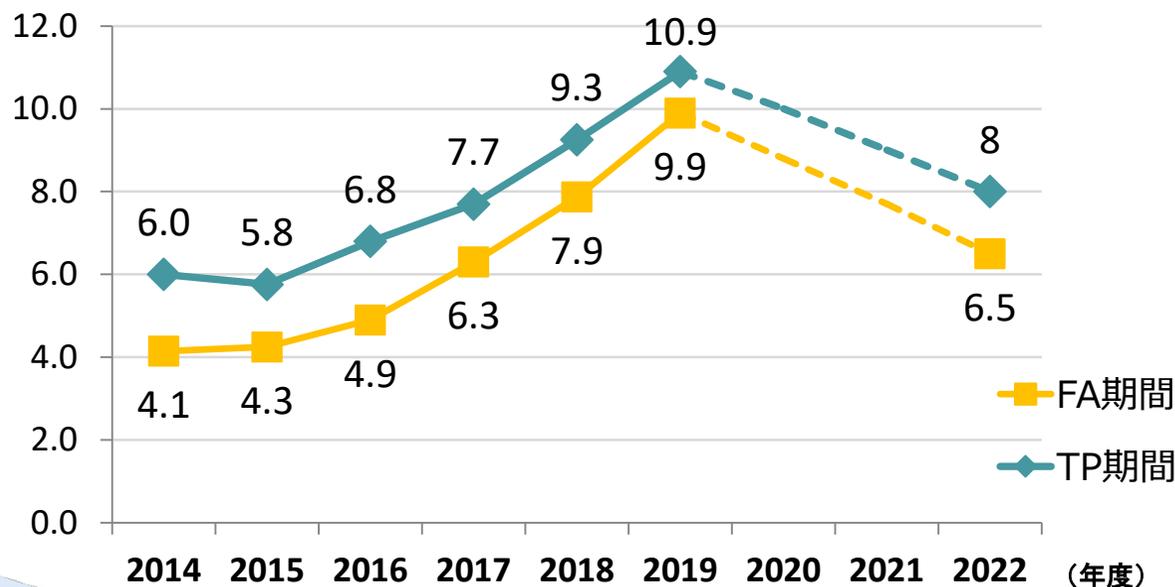
商標審査の現状

審査期間（FA・TP※期間）

※権利化までの期間

- 近年の出願増の影響等により、一次審査通知までの期間及び権利化までの期間は延伸傾向。
- 政府目標は、2022年度末に、一次審査を6.5か月、権利化までの期間を8か月。
- 政府目標の達成に向けて、I N対策（拒絶理由のかからない出願促進）及びO U T対策（審査処理増大）を実施し、審査期間の短縮及び出願件数と審査処理件数の均衡を保つ。

商標の審査期間の推移



※2019年度までは年度平均、2022年度は年度末。

【審査期間短縮に向けた政府方針】

- 成長戦略【2019年6月21日閣議決定】
「2022年度末までに、商標の権利化までの期間を、国際的に遜色ないスピードである8月とする」（令和元年度革新的事業活動に関する実行計画 KPI）
- 知的財産推進計画2019【2019年6月21日知的財産戦略本部決定】
「近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、2022年度末までに、一次審査通知までの期間を6.5か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである8か月とできるよう商標審査体制を強化する。」（本文）

商標審査の現状

FA・TP短縮化の取組（IN対策）：ファストトラック審査

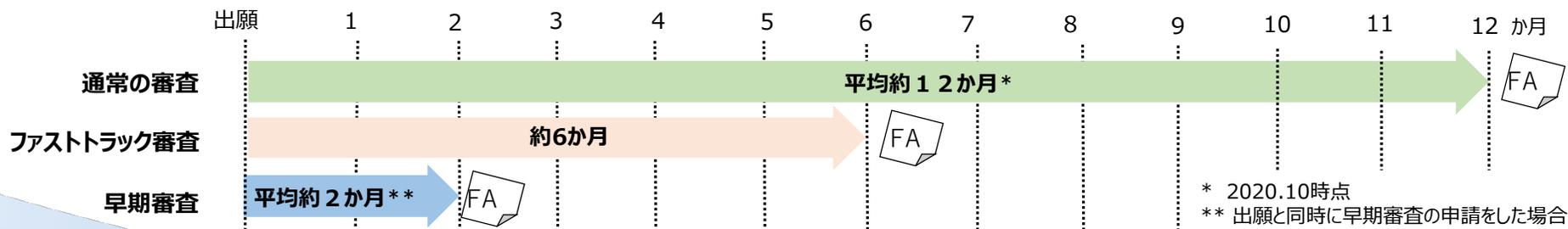
- 一定の要件を満たす出願について、審査着手を早めるファストトラック審査を運用。
- 2020年2月からの出願を対象に、「出願から約6か月で」審査する運用に変更。
- ➔ **早期の審査結果通知をインセンティブに、審査負担の少ない出願を増やし、審査処理促進。**
- 要件に該当するかは特許庁で自動的に判定するため、申請手続や手数料は不要。

対象となるのは、次の全てを満たす出願

- 出願時に、「類似商品・役務審査基準」「商品・サービス国際分類表(ニース分類)」
「商標法施行規則(別表)」に掲載の商品・役務のみを指定している出願
- 審査着手時まで指定商品・指定役務の補正を行っていない出願

※2020年1月31日以前に出願されたファストトラック審査の対象案件は、「通常案件より約2か月早く」一次審査結果通知を行います。

審査期間イメージ



商標審査の現状

FA・TP短縮化の取組（IN対策）：拒絶理由回避支援・適正料金検討

- 商標出願における個人や中小企業の割合は約7割を占めているが、大企業と異なり、中小企業等が出願する際、指定商品・指定役務の誤記による拒絶理由も多い。
- 手続に不慣れな出願人に対して、情報提供の拡充等を通じた拒絶理由のかからない出願促進支援。
- 商標の出願手数料等は近年値下げしている。

出願適正化支援

1. J-Plat Patの商品・役務の公表データ拡充

→新しい商品・役務名の意見・要望提出フォームの開始及びJ-Plat Patに新たに追加した商品・役務の公表

2. 審査関連情報の提供拡充

→審査基準の要点（拒絶理由がかかる原因及び事前回避策の周知）や情報提供制度等の周知強化

3. 出願支援ツール

→商品・役務の選択等の書類作成負担軽減ツールの検討

近年の商標出願・登録料の値下げ

2008年6月～

出願料：6,000円＋区分数×15,000円 → 3,400円＋区分数×8,600円

登録料：区分数×66,000円 → 区分数×37,600円

更新料：区分数×151,000円 → 区分数×48,500円

2016年4月～

登録料：区分数×37,600円 → 区分数×28,200円

更新料：区分数×48,500円 → 区分数×38,800円

【現在】

出願料：3,400円＋区分数×8,600円

登録料：区分数×28,200円

更新料：区分数×38,800円

商標審査の現状

FA・TP短縮化の取組（O U T対策）：商標審査の体制強化

- 「**任期付審査官（補）の採用**」により、審査体制を強化し、審査件数増を実現。
- 各種外注事業（**下記緑枠の調査**）により審査官の事前調査にかかる時間を削減し、1人の審査官でより多くの審査を実施できる体制を構築。「**民間調査者の試行的活用拡大**」により、商標の拒絶理由該当性に関する詳細調査の外注により、審査体制の更なる強化を図る。

商標見本の解析：商標審査に必要な検索キーを付与。

第三者調査：第三者によるインターネットの使用例の基礎的調査。

恒常審査官

商標審査

本願把握

指定商品・
指定役務
の審査

商標の
使用等に
係る審査

識別性
の審査

公益的
拒絶理由
の審査

私益的
拒絶理由
の審査

起案

補正書
等に基づく
再審査

最終
処分

任期付審査官（補）

不明確な指定商品・指定役務に関する調査：不明確な指定商品の表示を特定し、同商品がどのような商品であるか調査。

商標の文字部に関する識別力等調査：辞書・専門書を利用し、文字の意味を調査。

先行図形商標に関する調査：出願された商標と類似する図形商標を調査。

民間調査者の試行的活用拡大：基礎調査結果を基に識別性、公益・私益的拒絶理由（図形商標除く）について、弁理士等からなる調査者が調査。

任期付審査官（補）の採用：増員による審査件数増加。

特許庁

商標審査の現状

FA・TP短縮化の取組（OUT対策）：審査業務効率化策の検討・推進

- 特許庁内に商標の審査業務効率化のためのプロジェクトを立ち上げ、「審査の見える化」に基づく各審査プロセスのうち、法解釈やユーザー対応に関連する論点を中心に、外部有識者・ユーザーの声を踏まえて審査業務の効率化策について検討するとともに、庁内の業務改善として実施可能な効率化策については、並行して検討・推進。

「審査の見える化」

- ・ 外部有識者・ユーザーの声を踏まえた効率化策の検討
- ・ 特許庁内の業務改善として実施可能な効率化策の検討

引き続き

○審査手法の見直し（商品・役務の審査（第6条）に係る効率的な審査手法の検討等）

○審査基準の要点提示（拒絶理由がかかる原因及び事前回避策の周知）

○業務運用の標準化・電子化による効率化策の実施

○テレワークや更なる審査効率化のため審査ツールの開発・提供

商標審査の現状

FA・TP短縮化の取組（O U T対策）：民間調査者の試行的活用拡大

昨今の商標出願増加及び商標審査の複雑化の背景

- 企業における商標に対する意識が向上していることもあり、商標出願件数の増加とともに、新しい商品・サービスに関する出願も増加。
- 新しい商品・サービスにかかる識別性の審査（商標法第3条）において、既存の辞書や書籍に掲載されていない語も多く、インターネット調査等による、実際の使用例（取引の実情）の調査にかかる負担増加。
- インターネット・ミーム（インターネットを通じて人から人へ普及・拡散していく文化・行動）により、通常用語であってもインターネット上において急速に普及する場合があります、査定時における識別性等の拒絶理由の判断に影響。



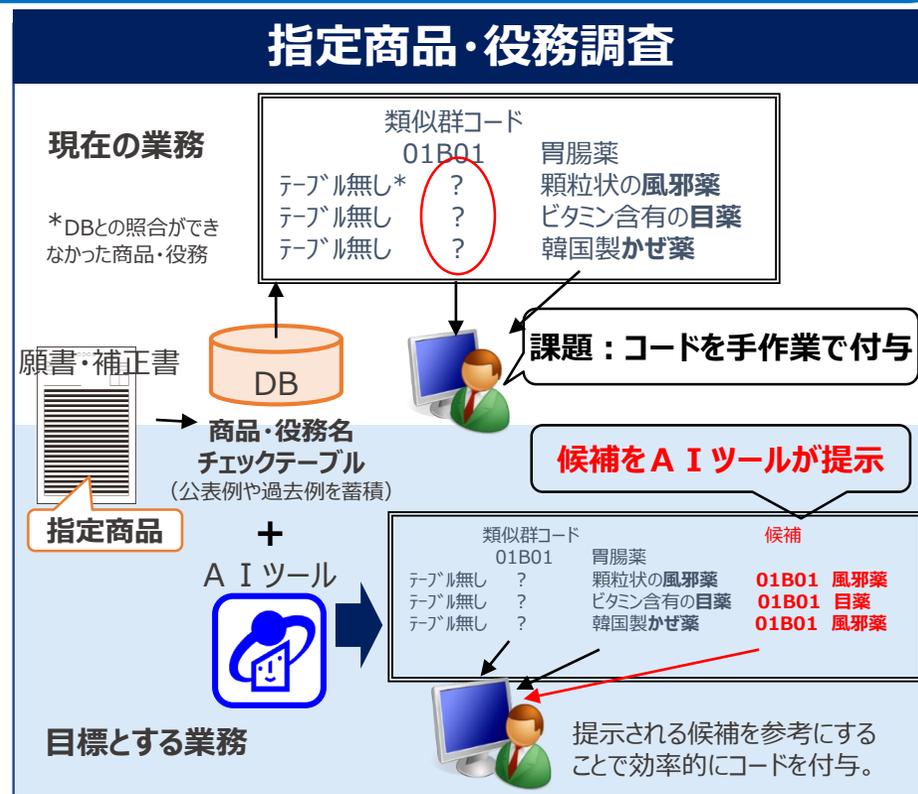
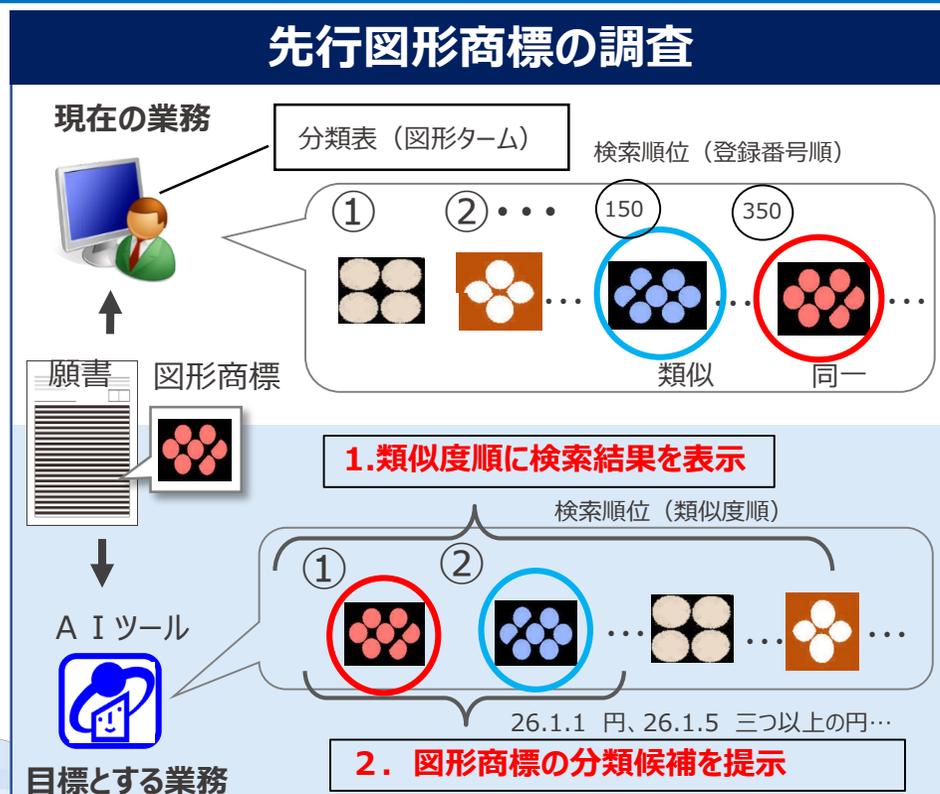
民間調査者の試行的活用拡大による審査体制強化

- 調査範囲の拡大・深化に対し、更なる商標審査の効率化及び品質の維持向上のため、「**民間調査者の試行的活用拡大**」により、審査体制を強化。
※「商標における民間調査者の活用可能性実証事業」による調査を2019年8月から開始。
- 拒絶理由の該当性（商標法3条、4条等）に関し、取引の実情を踏まえた詳細な調査を民間事業者を外注し、本事業で作成された調査結果を商標審査に活用。
- 併せて、この種の調査事業の課題や調査者の育成方法等について検証中。
- 調査精度及び効率化効果を検証しつつ、外注規模の拡大に向けて検討中。

商標審査の現状

FA・TP短縮化の取組（O U T 対策）：A I 技術の活用による商標審査の効率化

- 平成28年度から、特許行政の高度化・効率化に資することを目的に、人工知能（AI）技術の特許行政事務への適用可能性の検討を実施。
- 商標関係では、平成29年度及び30年度に「先行図形商標の調査」、「指定商品・役務調査」についてAI技術の活用可能性について実証研究を実施。
- 現在、アジャイル型開発手法により、試行的に審査支援ツールとして導入し、検索精度・効率化効果を検証中。



商標審査の現状

FA・TP短縮化の取組（O U T対策）：任期付審査官（補）の活用

- 令和2年4月、商標審査部署として初となる、任期付審査官（補）を10名採用。更に、令和3年4月に18名を採用し、審査体制を強化。
- 民間企業、特許事務所等で法務一般に関する業務経験を有する者を募集し、弁理士資格、商標出願・権利化経験等の実務経験を有する者を採用。
- ユーザー側の実務経験・視点が商標審査部署内部で共有されることを通じて、更なる業務効率化やサービス向上に寄与。

	任期付審査官（補）	恒常審査官（補）
審査官昇任	<ul style="list-style-type: none">◆ 審査に必要な専門的知識・経験を実務等において一定程度身につけている者◆ 所定の研修修了及び指導審査官による実務指導を実施◆ 3年目に審査官昇任予定	<ul style="list-style-type: none">◆ 一般職の公務員試験を経て採用された者◆ 所定の研修修了及び指導審査官による実務指導を実施◆ 通常、5年目に審査官昇任予定

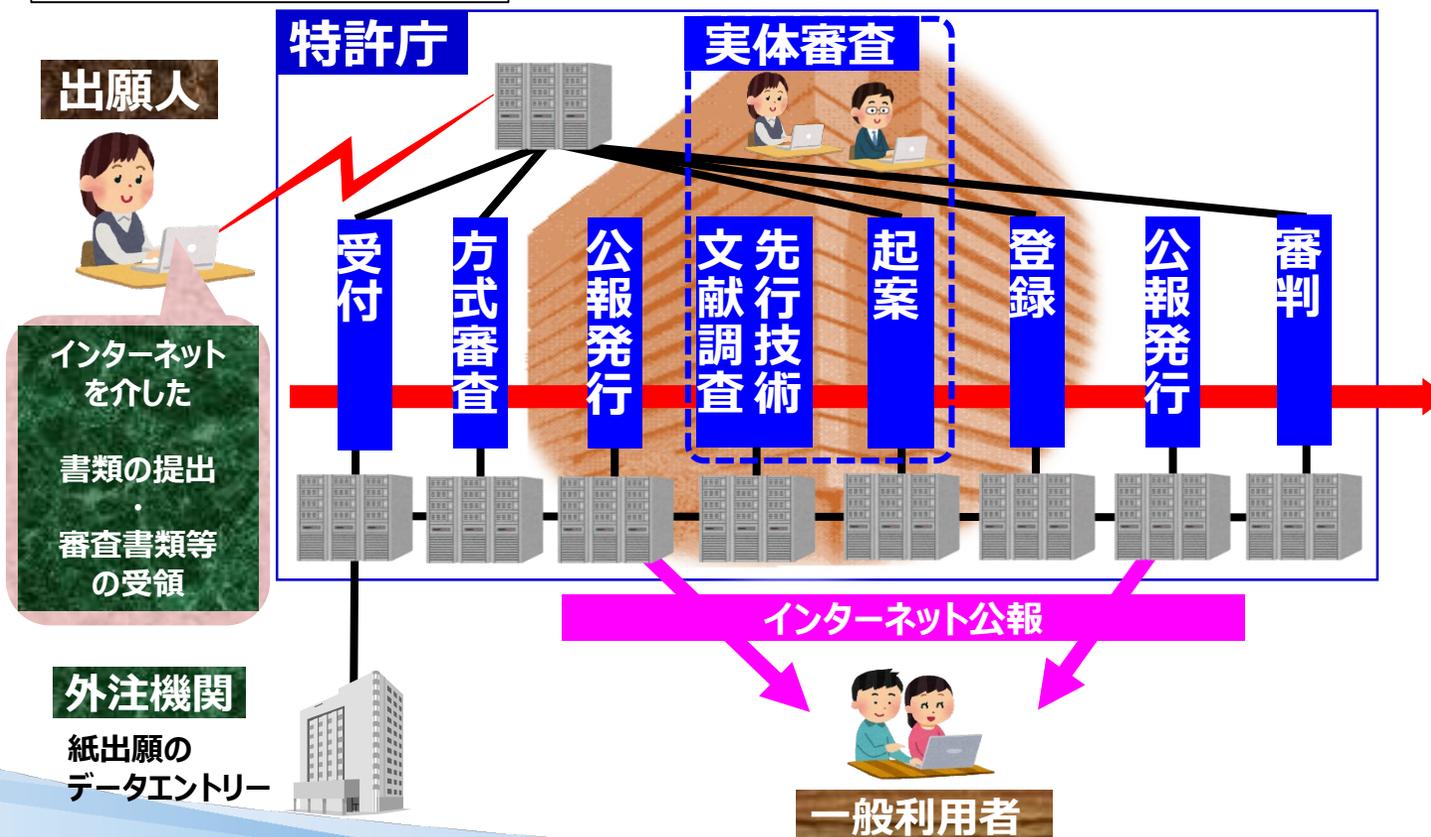
(参考) 商標法施行令第4条第2項で準用する特許法施行令第4条

情報システム経費について

特許庁のシステム概要

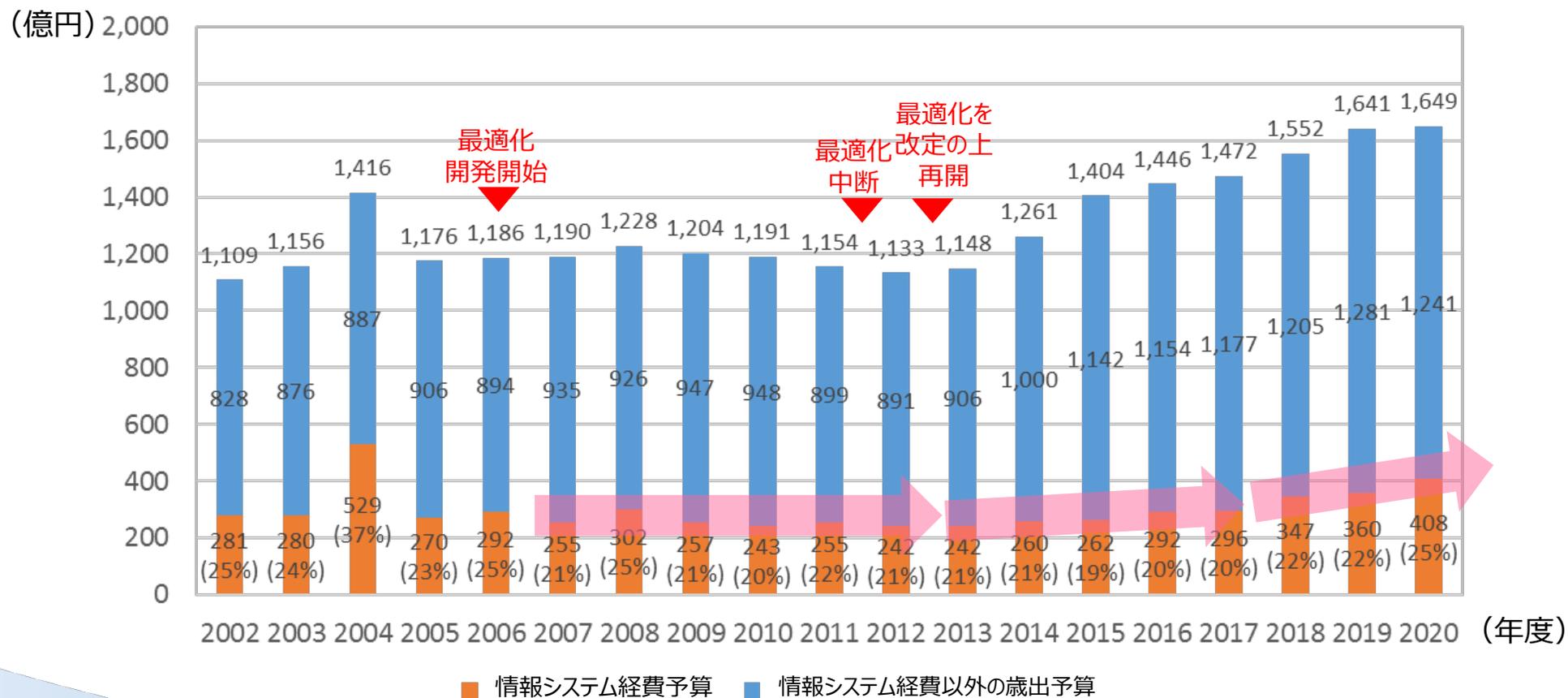
- 特許庁は1990年（平成2年）に**世界初の電子出願システム（ペーパーレスシステム）**を実現
- 産業財産権四法に基づき、大量の出願（年間約50万件）の受付から、審査、登録、審判等に至るまでの多岐に渡る業務（書類の受付のみならず、庁内業務や発送まで含めた電子化）を処理する**複雑・大規模な情報システム**が稼動中
- 特に、公開前の出願情報を保有するシステムについて、**厳格なセキュリティを確保**

例：特許審査の業務の流れ



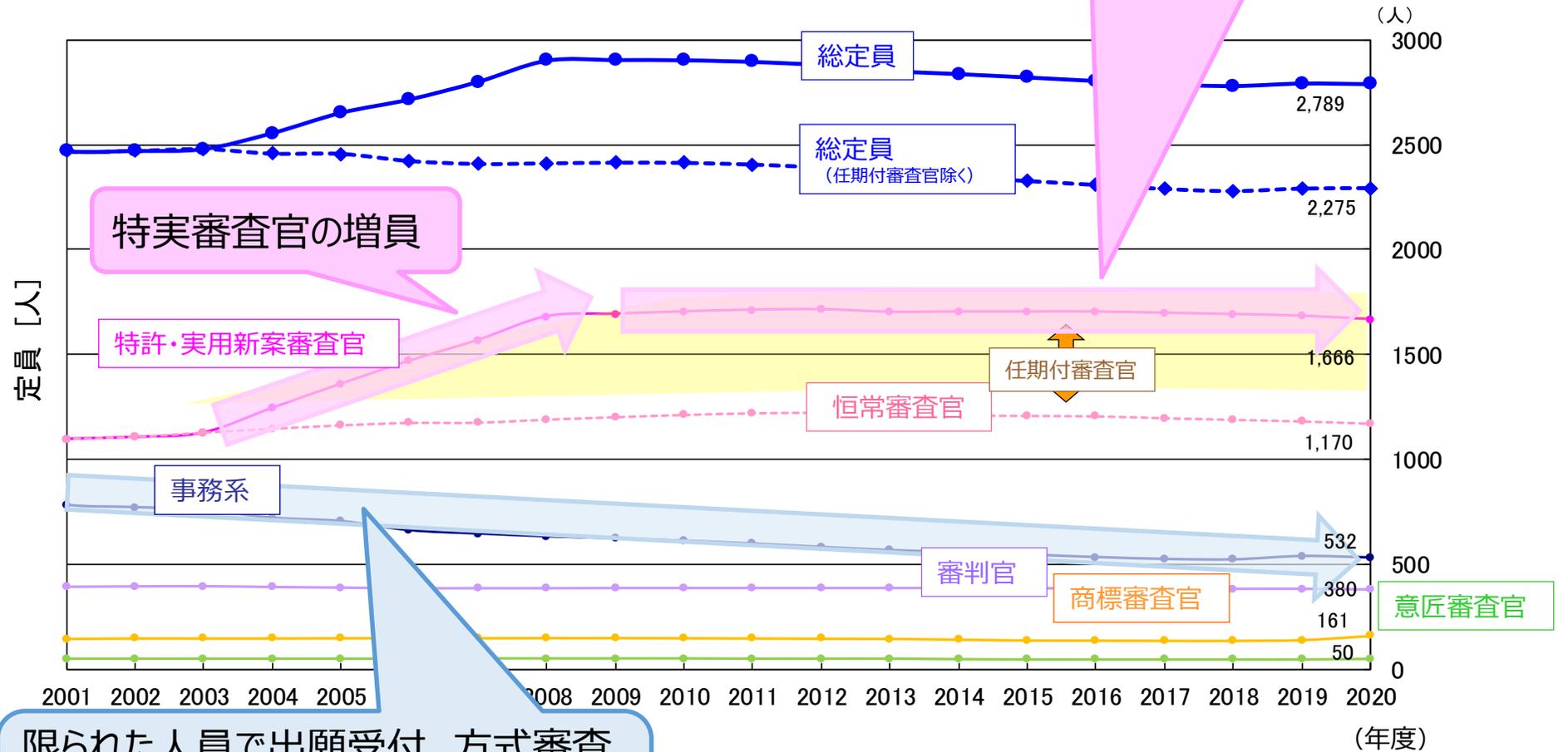
歳出全体とそれに占める情報システム経費

- 情報システム経費は約240～300億で推移していたが、近年急速に増加。
- 2006年12月に、最適化計画に基づく設計開発を開始。その後、計画が停滞する中、最低限の開発のみを実施。
- 2013年3月に最適化計画を改定の上、再開。新規システムの開発、既存システムへの機能追加等により、経費が増加。
- 2017年度中旬からは、システム刷新が本格開始。これに伴い経費が更に増加。
- 総予算に占める情報システム経費の割合は、概ね20～25%で推移。



特許庁の体制の推移とシステム対応

人員が限られる中、増加する審査負担に対応できるように、検索システム等を強化



特実審査官の増員

特許・実用新案審査官

事務系

総定員

総定員
(任期付審査官除く)

任期付審査官

恒常審査官

審査官

商標審査官

意匠審査官

限られた人員で出願受付、方式審査、公報業務等を遂行できるように、業務の機械化（自動化）を推進

システム経費削減に向けた取組 <運用等経費>

- 将来にわたってシステム経費を削減するためには、固定費である運用等経費の削減が重要。
- 運用等経費の大部分は、①ハードウェアを使用するための費用、②システムの運用管理のための費用。①、②それぞれについて、削減策を決定。業務に致命的な影響が生じるもの以外は削減する計画。
- 削減策は順次実施中。これにより、**2020～2026年度の運用等経費を合計約100億円削減し、2027年度以降の運用等経費を毎年約20億円削減予定。**

①ハードウェア費削減の主な取組

(1) 機器を減らす、機器構成を簡素化する

- 障害発生時に瞬時にバックアップサーバに切り替わる仕組みの廃止によるサーバ等の削減、サーバ構成の簡素化
 - ✓ 件数の少ない案件を扱う一部のシステムについては、バックアップサーバ自体を廃止
(国際意匠登録のシステムで実施。障害時に庁内業務が数日間停止することを許容。)
 - ✓ その他のシステムについても、バックアップサーバへの切り替え方式をコストの安い方式に変更
(障害時に1日程度停止することを許容)
 - ✓ 遠隔地に配置していた電子出願受付バックアップセンターを廃止※
(システム障害発生時や定期メンテナンス時間帯に電子出願が不可能となることを許容)

※非常時等に出願人からオンライン出願を受け付けるシステムを廃止するものであり、受け付けた出願のデータについてのバックアップは、引き続き行う。

システム経費削減に向けた取組〈運用等経費〉

(1) 機器を減らす、機器構成を簡素化する (つづき)

- システムの機能削減、性能低下によるサーバ等の削減
 - ✓ 業務支援機能（業務効率を高めるための機能、ミスを防止する機能等）の削減、システムの応答性能の低下等（業務効率の低下等を許容）
- 職員が使用する機器の削減
 - ✓ 審査官用PCの2画面構成の廃止やプリンタの半減等、職員が使用する機器を業務に致命的な影響を及ぼさない範囲で最大限削減（業務効率の低下等を許容）
- サーバ集約技術（仮想化等）の活用によるサーバの削減（従前から実施）

(2) 機器を長く使う

- すべてのサーバの使用期間を延長することにより、単年度あたりの費用を低減
 - ✓ サーバを従来（5年程度）よりも1～2年長く使用（経年劣化による故障リスクを許容）

(3) 安価な機器、ソフトウェアを使う

- 調達仕様の見直し（機能や性能の要件の緩和）による、安価な機器、ソフトウェア等の導入
 - ✓ 機能の少ない安価な機種、オープンソースソフトウェア等を活用（利便性の低下、保守性の低下を許容）

システム経費削減に向けた取組〈運用等経費〉

（4）クラウドの活用を拡大する

- 現在、未公開情報を保有しないシステムにクラウドを活用しているところ、更なる活用を検討（ただし、コストメリットを享受できる形でクラウドに移行するには、大幅なシステム改修（刷新）が必要であり、中長期的な検討課題）

②運用管理費削減の主な取組

（1）運用管理のレベルを下げる

- 運用管理業者に課す要件を緩和
 - ✓ 運用管理業者が遵守するサービスレベルを緩和し、遠隔地や少人数での対応を可能化（障害対応等が現行よりも遅延することを許容）
- 職員向けサポートの縮小
 - ✓ ヘルプデスクの対応時間の短縮、保守スタッフの常駐の縮小など（利便性の低下を許容）

システム経費削減に向けた取組〈整備経費〉

- 運用等経費の削減に加え、整備経費の削減も必要。
- 開発案件の選定は、従来以上に厳格に行う。
- 開発するものについても、開発に要する経費を最小限とすべく、要件の精査を徹底する。

（1）開発案件の大幅な絞り込み

- 必要性や費用対効果等に基づく開発案件の絞り込みを、従来以上に厳格に実施
 - ✓ 当面の間、職員の利便性の向上等を目的とする開発は、原則実施しない

（2）開発規模の縮小

- 開発する案件については、要件を厳格に精査し（業務上致命的な問題が生じない範囲）、開発規模を最小限に抑制
 - ✓ 特許庁情報化推進本部会合（※）において、要件をコントロール（従前より実施）
※特許庁長官を本部長、特許技監を本部長代理とする、システム開発に関する庁内意思決定機関
 - ✓ 外部コンサルタントによる、開発規模の妥当性検証（従前より実施）
 - ✓ 審判システムの刷新では、現行業務の見直し、現行機能の棚卸し、業務支援機能の内製化の検討等を行うことにより、開発規模の3割削減を実現 ⇒ **技術検証委員会に諮り、妥当であるとの評価**
 - ✓ 後続のシステム刷新プロジェクトである「意商システム刷新」についても、同様の考え方で開発規模の削減を実施中

（3）利用頻度の低いシステムの廃止

- ✓ MAC版電子出願ソフトの廃止

システム経費について、更なる経費削減を行う方策

- 前述の運用等経費及び整備経費を削減する取組を継続することにより、特許庁のシステムは、業務が実施可能な範囲で必要最小限のシステムとなる。
- 更なる削減を行うには、①前述のシステム経費削減の各取組を更に強化、②一部のシステムを廃止、が考えられるが、特許庁の業務やユーザの利便性に著しい悪影響が生じると見込まれる。

①システム経費削減の各取組の強化

各取組を強化することにより、システム経費の更なる削減が見込める一方で、業務の効率や精度、安定的な行政サービスの提供に著しい支障が生じる危険性が高まる。

(取組強化の例)

- ✓ すべてのシステムについて、バックアップサーバ自体を廃止
⇒障害時に電子出願の受付や庁内業務全体が数日間停止するおそれ
- ✓ システムの応答性能を更に低下
⇒庁内業務の効率や精度に著しい問題が生じるおそれ

②一部のシステムの廃止

システムは、概ね優先度の高いものから整備してきているため、削減する場合は、近年整備したものが候補となり得る。将来的には、WIPOの提供するシステムを活用することで、庁内システムを廃止するのも一案。

(削減候補となり得るシステムの例)

- ✓ 登録年金期限通知サービス
- ✓ J-Platpat上で提供されている手続書類の照会機能
- ✓ J-Platpat上で提供されている審査官向けと同等の特実文献検索機能
- ✓ ワンポータルドシエ (OPD) の公衆提供
- ✓ 外国特許情報サービス (FOPISER)
- ✓ 中韓文献翻訳・検索機能

情報システムの調達について

調達手続の改善

▶ 技術力の高い事業者を選定できるよう、調達手続において次の点を明確化。

1. 入札資格条件の強化

- 事業実施に必要な能力を証明する品質管理体制等の認証、同種・同規模実績及び I T 等の資格条件を入札参加資格条件として追加

2. 事前ヒアリング、プレゼン面接の活用

- プロジェクトマネージャを対象とした事前ヒアリングの実施及びプレゼンテーション面接の充実により提案内容の確認方法の充実

3. 審査事項の充実

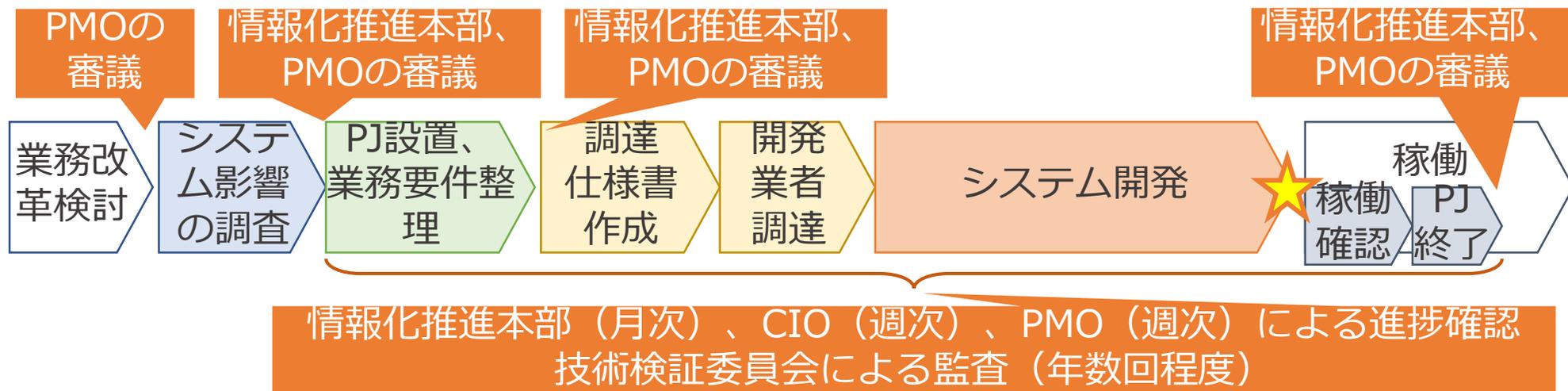
- プロジェクトを実施する能力を評価する審査事項をさらに充実

4. 相対評価の導入(技術点)

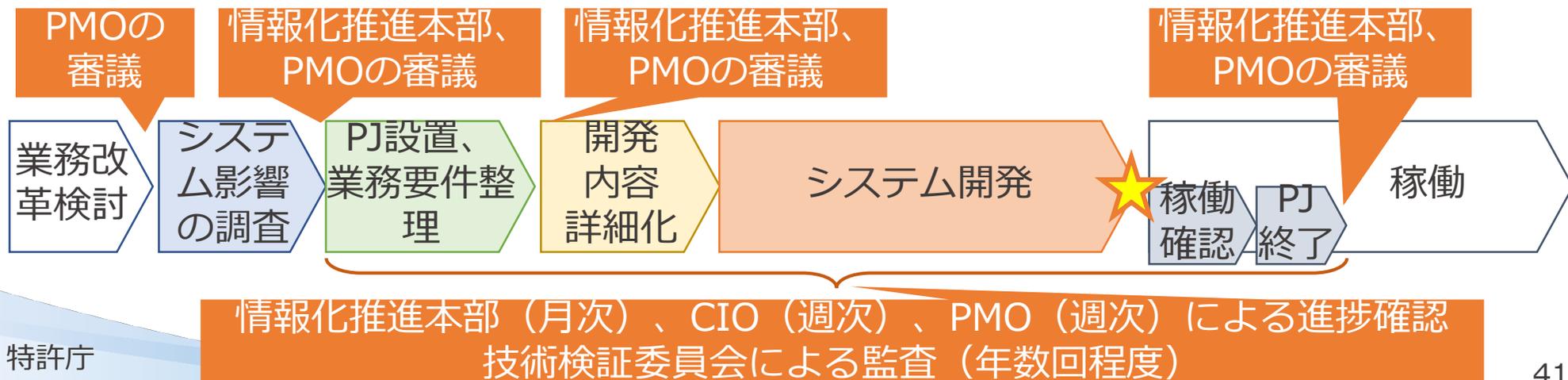
- 技術点の差が大きくなる相対評価の導入
※加えて、総合評価における価格点と技術点の割合については、1:3とすることを可能とする財務大臣協議結果（平成25年6月27日）を、特許庁におけるシステム調達にも適用。

特許庁におけるシステム開発プロセス

● 新規システムを開発する場合（一般競争入札）

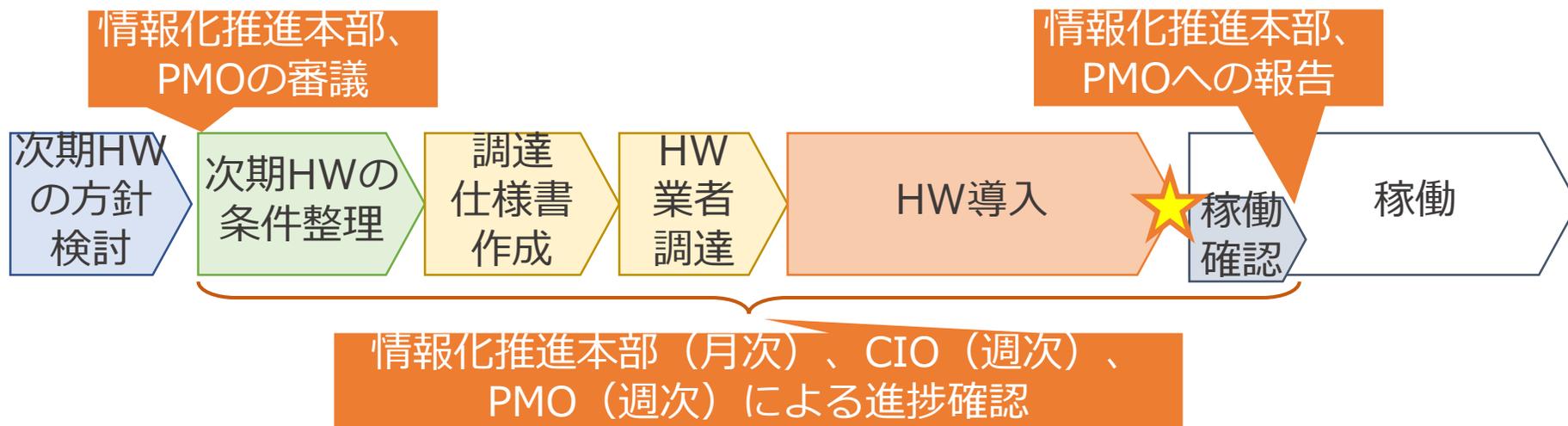


● 既存システムを改造する場合（随意契約）



特許庁におけるシステム開発プロセス

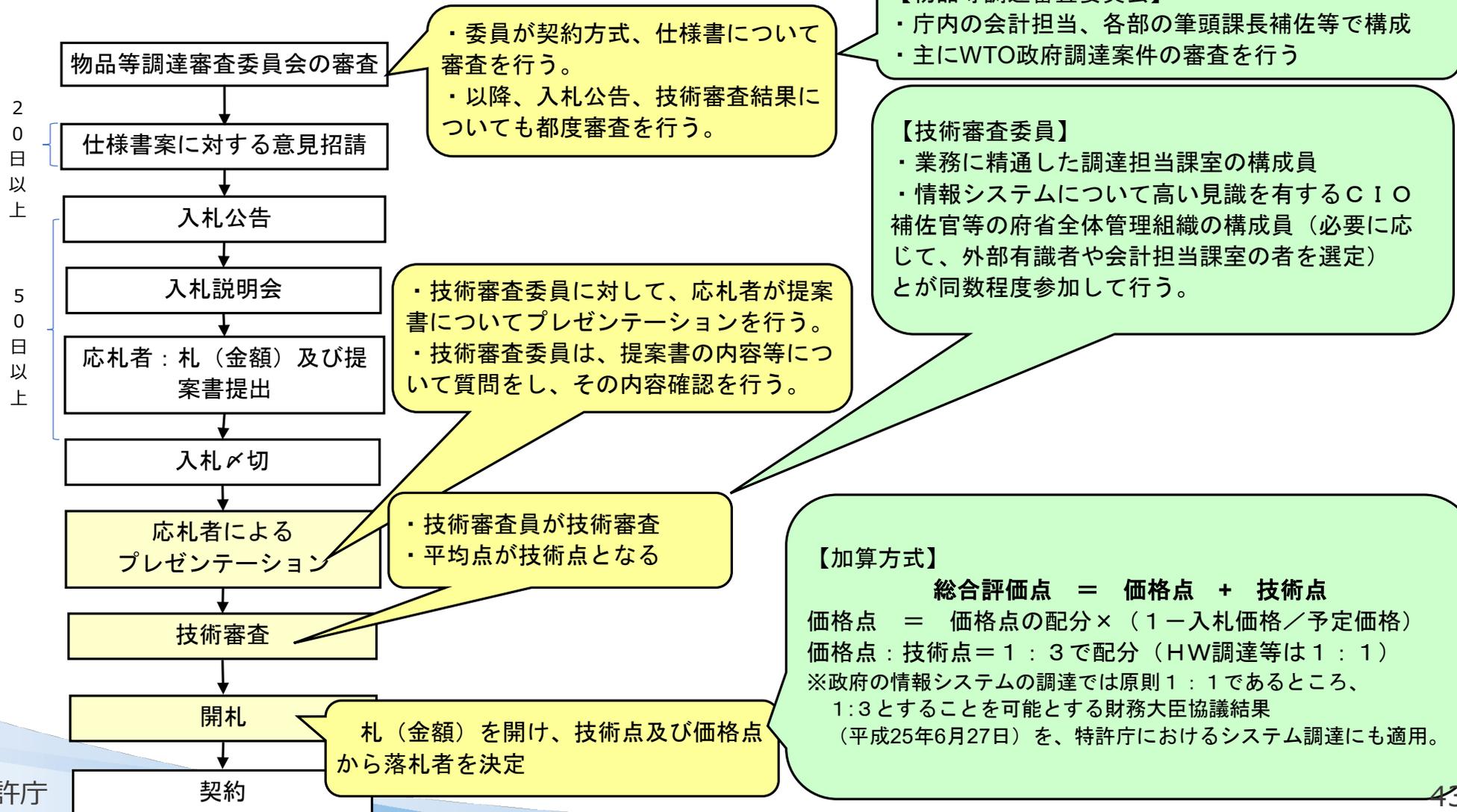
- ハードウェア（HW）を入れ替える場合（一般競争入札）



調達手続の概要

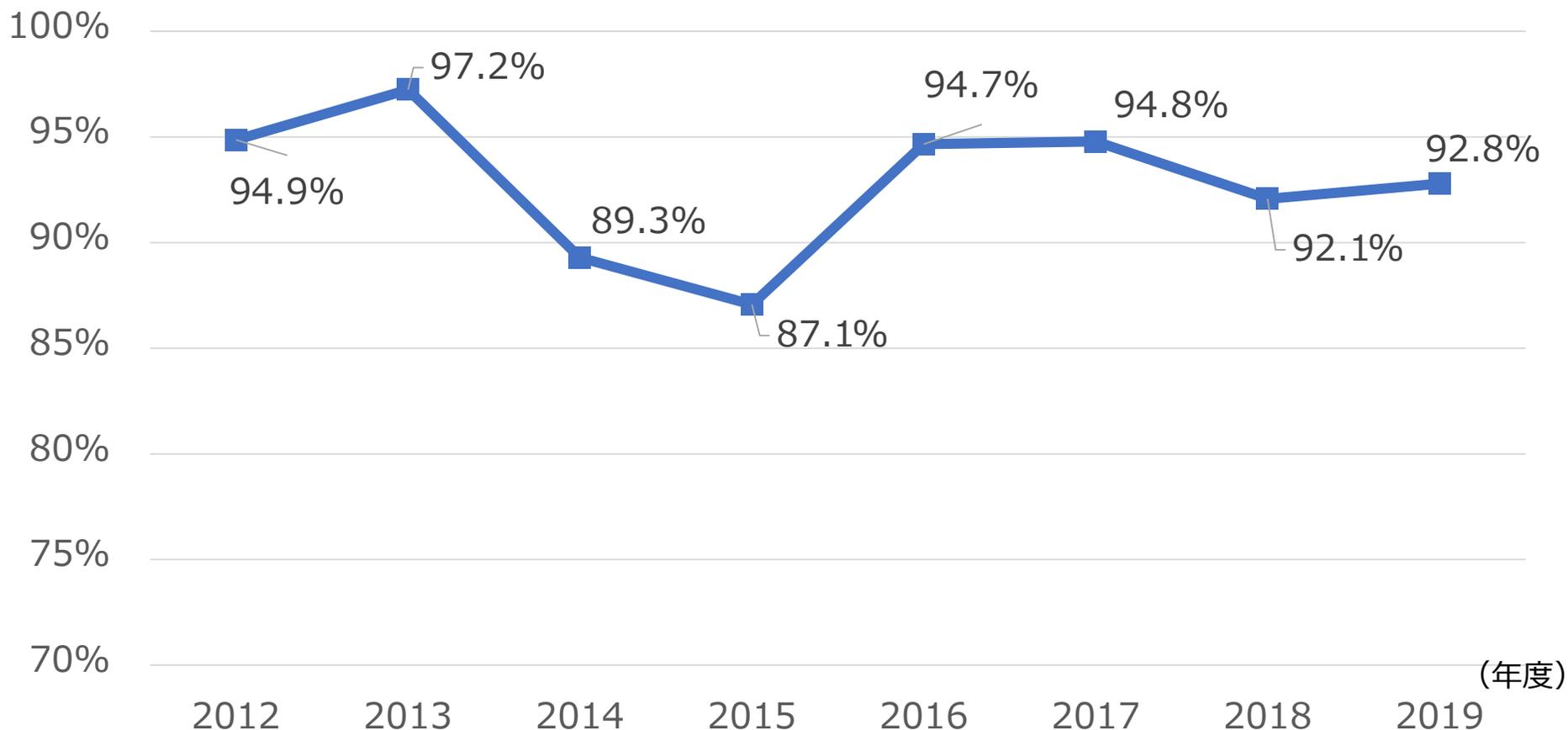
・特許庁が作成する仕様書に基づき入札者は提案書を提出し、技術審査を実施する

●総合評価落札方式のフロー



情報システム経費の執行率

- 情報システム経費は、ソフトウェアの開発・改造、ハードウェアの設置・入替、関連する消耗品の購入や運用・保守に係る経費であり、調達の結果により執行額が決まる経費。
- 情報システム経費全体としては概ね95%を下回る執行率で推移。



INPIT運営費交付金について

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）概要

我が国の知的財産制度を支える「情報」と「人」という基盤の整備と、これらが活用される「環境」の整備・強化を目指し、特許庁と密接に連携しながらユーザーへのきめ細かなサービスを提供する我が国唯一の知的財産に関する総合支援機関

①産業財産権情報の提供

- (1) 産業財産権情報の普及及び内容の充実
- (2) 中央資料館としての産業財産権情報の提供
- (3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等



②知的財産の権利取得・活用の支援

- (1) 相談窓口による支援の着実な実施
- (2) 中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援
- (3) 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化・戦略的活用支援



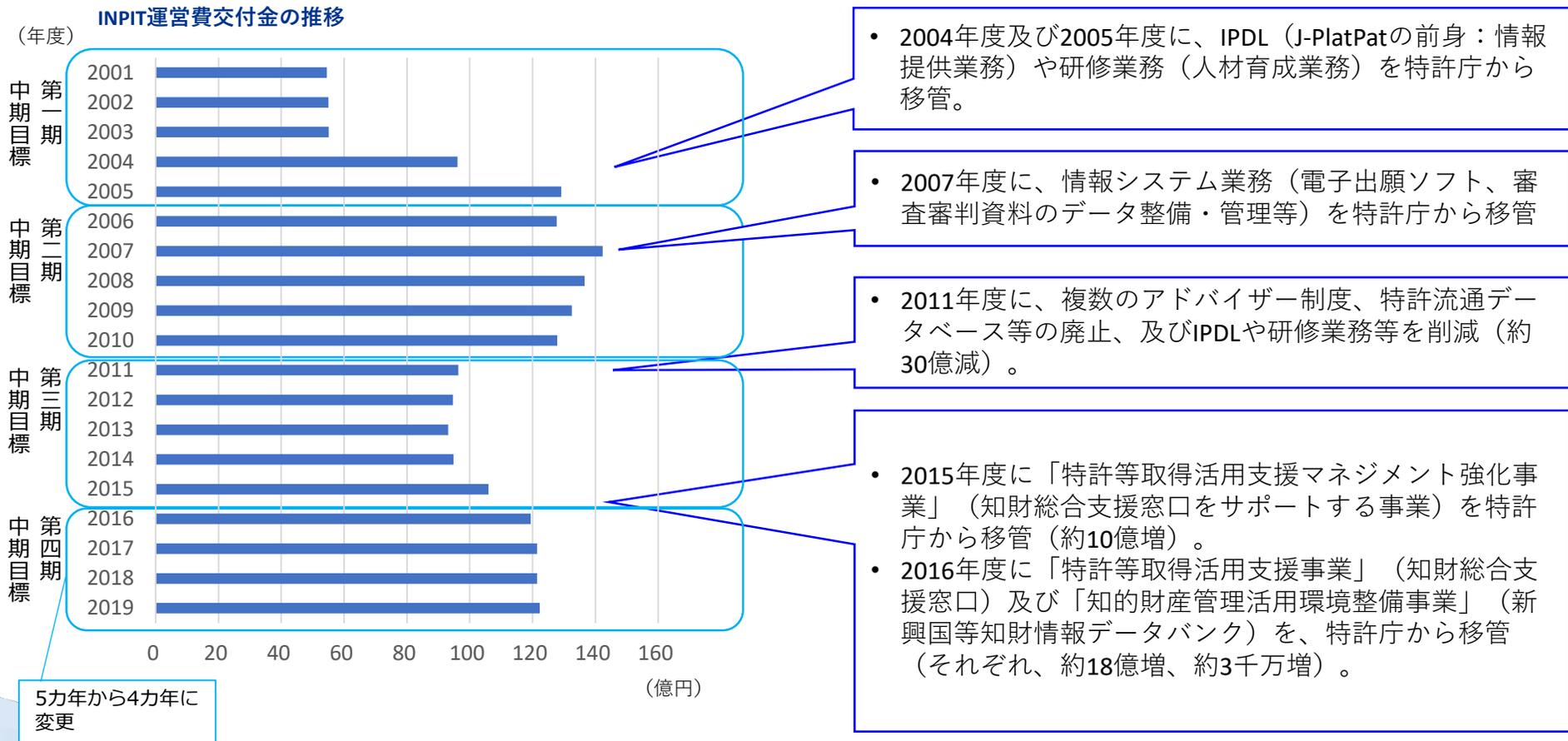
③知的財産関連人材の育成

- (1) 審査の迅速化と質の向上に資する研修等の着実な実施
- (2) 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の積極的な展開



INPIT 運営費交付金

- INPITは、中期目標・計画に基づき、適切に事業運営することを、独法通則法上定められており、中期目標・計画を作成するタイミングにおいて、業務移管、廃止、及びシステム改修等の業務見直しを行っている。

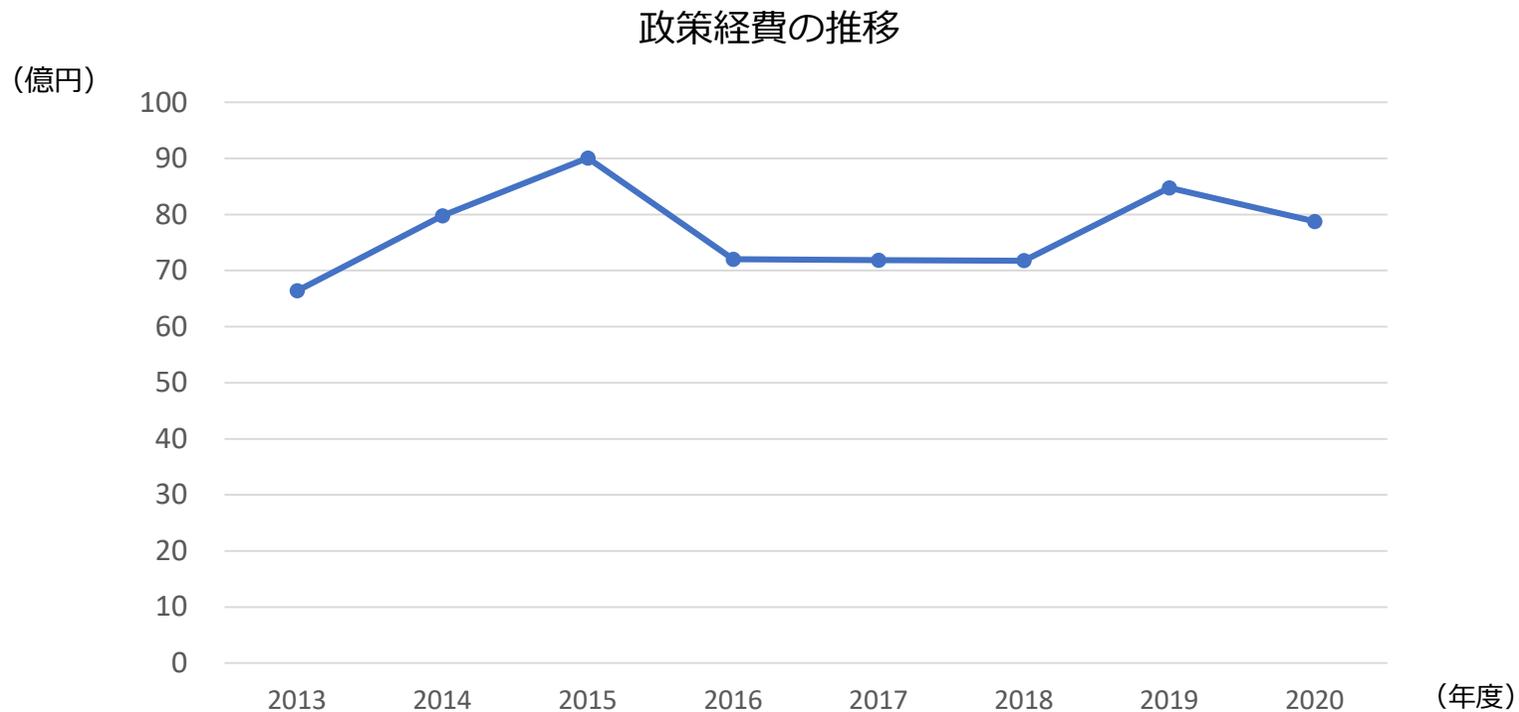


(出典) 「管理会計手法を用いた特許特別会計の分析および産業財産関係料金体系の変遷に関する調査研究」
あずさ監査法人(2020年3月19日)

政策経費について

政策経費

- 歳出の費目のうち、「知財戦略推進」、「国際化関係」、及び「中小企業等支援」を「政策経費」と分類。
- 2020年度は減少。



※～2019年度：決算額、2020年度：予算額（H28～H30年度の平均執行率を加味）